建管第 1336 号
令和５年(2023年) １月 24 日

関係団体の長　様

農政部長
水産林務部長
建設部長

「工事施行成績評定基準」の一部改正について

工事施行成績評定基準における「工事成績採点の考査項目別運用表」の一部について、別紙新旧対照表のとおり改正し、令和５年（2023 年）１月１日以降に契約し、かつ、通知日以降に施行成績評定を行う工事から適用することとしますので、参考に送付いたします。

農政部 農村振興局 事業調整課 技術指導係
水産林務部 総務課 管理係
建設部 建築局 建築保全課 建築技術係
建設部 建設政策局 建設管理課 工事管理係
建設部 建設政策局 建設管理課 技術管理係

工事施行成績評定基準（平成 14 年3月 27 日付け技管第 1228 号）

変更後	変更前	備考
工事施行成績評定基準 第１　通則 ＜ 略 ＞ 第２　評定項目 ＜ 略 ＞ 第３　評定方法 １　土木工事 ＜ 略 ＞ ２　営繕工事 ＜ 略 ＞ 第４　評定の修正 ＜ 略 ＞ 第５　その他 ＜ 略 ＞	工事施行成績評定基準 第１　通則 ＜ 略 ＞ 第２　評定項目 ＜ 略 ＞ 第３　評定方法 １　土木工事 ＜ 略 ＞ ２　営繕工事 ＜ 略 ＞ 第４　評定の修正 ＜ 略 ＞ 第５　その他 ＜ 略 ＞	（変更なし）

■土木用■

変更後	変更前	備考
様式－１K①(土木用) 工事施行成績採点表 ＜ 略 ＞	様式－１K①(土木用) 工事施行成績採点表 ＜ 略 ＞	（変更なし）
別記様式 1-2(土木用) 細目別評定点採点表 ＜ 略 ＞	別記様式 1-2(土木用) 細目別評定点採点表 ＜ 略 ＞	（変更なし）
土木工事成績評定考査項目別運用表の目次 ＜ 略 ＞	土木工事成績評定考査項目別運用表の目次 ＜ 略 ＞	（変更なし）
様式－２K①(土木用)　～　様式－５C⑩-40 工事成績採点の考査項目別運用表 ＜ 略 ＞	様式－２K①(土木用)　～　様式－５C⑩-40 工事成績採点の考査項目別運用表 ＜ 略 ＞	（変更なし）

工事施行成績評定基準（平成 14 年3月 27 日付け技管第 1228 号）

<table>
<tr><th>変更後</th><th>変更前</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>■土木用■</td><td>■土木用■</td><td></td></tr>
<tr><td>別紙１　「記入方法及び留意事項」
別紙 2-1(土木用)　「施工プロセス」のチェックリスト
＜ 略 ＞</td><td>別紙１　「記入方法及び留意事項」
別紙 2-1(土木用)　「施工プロセス」のチェックリスト
＜ 略 ＞</td><td>（変更なし）</td></tr>
<tr><td>別紙 2-2(土木用)　「施工プロセス」のチェックリスト
「施工プロセス」のチェックリスト　（2／3）
<table>
<tr><th rowspan="2">考査項目</th><th rowspan="2">細別</th><th rowspan="2">確認項目</th><th rowspan="2">チェックリスト一覧表
（チェックの目安）</th><th colspan="5">チェック時期（指示事項）</th><th rowspan="2">備考
（指示事項及びその是正状況等）</th></tr>
<tr><th>着手前</th><th colspan="3">施　工　中</th><th>完成時</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２
施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ
施工管理</td><td rowspan="2">○建設副産物及び建設廃棄物</td><td>・請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、工事監督員に提示した。
（施工時適宜）</td><td></td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出し、内容説明を受けた。
・工事現場の見やすい場所へ計画書が掲示されていた。
（施工時適宜）
・実施書の提出を受けた
（施工後）</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>別紙 2-2(土木用)　「施工プロセス」のチェックリスト
「施工プロセス」のチェックリスト　（2／3）
<table>
<tr><th rowspan="2">考査項目</th><th rowspan="2">細別</th><th rowspan="2">確認項目</th><th rowspan="2">チェックリスト一覧表
（チェックの目安）</th><th colspan="5">チェック時期（指示事項）</th><th rowspan="2">備考
（指示事項及びその是正状況等）</th></tr>
<tr><th>着手前</th><th colspan="3">施　工　中</th><th>完成時</th></tr>
<tr><td rowspan="2">２
施工状況</td><td rowspan="2">Ⅰ
施工管理</td><td rowspan="2">○建設副産物及び建設廃棄物</td><td>・請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、工事監督員に提示した。
（施工時適宜）</td><td></td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。
（施工時適宜）
・実施書の提出を受けた
（施工後）</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td>（　／　）
□</td><td></td><td></td></tr>
</table></td><td>資源有効利用促進法政省令の改正に伴う対応</td></tr>
<tr><td>別紙 2-3(土木用)　「施工プロセス」のチェックリスト
別紙３(土木用)　工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書
＜ 略 ＞</td><td>別紙 2-3(土木用)　「施工プロセス」のチェックリスト
別紙３(土木用)　工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書
＜ 略 ＞</td><td>（変更なし）</td></tr>
</table>

工事施行成績評定基準（平成 14 年3月 27 日付け技管第 1228 号）

変更後	変更前	備考
■営繕用■ 様式－１(営繕用) 工事施行成績採点表 ＜ 略 ＞	■営繕用■ 様式－１(営繕用) 工事施行成績採点表 ＜ 略 ＞	（変更なし）
別記様式 1-2(営繕用) 細目別評定点採点表 ＜ 略 ＞	別記様式 1-2(営繕用) 細目別評定点採点表 ＜ 略 ＞	（変更なし）
様式－２～４(営繕用)　　監督員用、主任監督員用、総括監督員用、検査員(完成)用 ＜ 略 ＞	様式－２～４(営繕用)　　監督員用、主任監督員用、総括監督員用、検査員(完成)用 ＜ 略 ＞	（変更なし）

変更後

別紙２　　「施工プロセス」チェックリスト（営繕用）

別紙2　　「施工プロセス」チェックリスト（営繕用）　　3/3

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック欄（指示事項等） 着手前	施工中			完成時	備考
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出し、内容説明を受けた。（施工中適宜） ・工事現場の見やすい場所へ計画書が掲示されていた。（施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

変更前

別紙２　　「施工プロセス」チェックリスト（営繕用）

別紙2　　「施工プロセス」チェックリスト（営繕用）　　3/3

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック欄（指示事項等） 着手前	施工中			完成時	備考
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。（施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

備考

資源有効利用促進法政省令の改正に伴う対応

工事施行成績評定基準

（平成 14 年３月 27 日　技管第 1228 号
各部長、各種委員会事務局長、議会事務局長、
各部局長、各地方部局長あて
農政部長、水産林務部長、建設部長）

〔沿革〕平成 15 年 3 月 27 日技管第 784 号、18 年 3 月 31 日建技第 827 号、18 年 7 月 4 日第 269 号、
20 年 3 月 31 日第 919 号、22 年 3 月 26 日第 1318 号、23 年 3 月 1 日第 1084 号、28 年 3 月 7 日建管第 2671 号、
令和 2 年 3 月 30 日建管第 1959 号、令和 2 年 7 月 22 建管第 525 号、令和 4 年 3 月 22 日建管第 2955 号
令和 5 年 1 月 24 日建管第 1336 号改正

第１　通則

評定は、正確な資料及び監督又は検査により確認した事実に基づき、現場の条件等を勘案の上、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

第２　評定項目

評定は、次に掲げる考査項目について行うものとする。

１　土木・営繕工事共通

考査項目	
評価項目	細別
１　施工体制	Ⅰ　施工体制一般
	Ⅱ　配置技術者
２　施工状況	Ⅰ　施工管理
	Ⅱ　工程管理
	Ⅲ　安全対策
	Ⅳ　対外関係
３　出来形及び出来ばえ	Ⅰ　出来形
	Ⅱ　品質
	Ⅲ　出来ばえ
４　工事特性	Ⅰ　工事特性
５　創意工夫	Ⅰ　創意工夫
６　社会性等	Ⅰ　地域への貢献等
７　法令遵守等	
８　その他	

第３　評定方法

１　土木工事

(1)　評定者は工事監督員１、工事監督員２、検査員とするが、工事監督員１及び工事監督員２については各部の監督体制に応じて評定者を指定することとする。

(2)　評定については、「工事成績採点表」（様式１－K①(土木用)）及び「細目別評定点採点表」（別記様式１－２(土木用)）で行うこととし、「考査項目別運用表」（土木用様式－２～５）で該当する事項を工事成績採点表の考査項目欄の加減点を記入するものとする。

なお、評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」（別紙１、土木工事のみ適用）及び「「施工プロセス」のチェックリスト」（別紙２、土木用）「工事現場等における施工体制点検・確認要領」を考慮するものとする。

また、工事における「工事特性」、「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況（別紙３(土木用)）を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(3)　評定者ごとの評定点は、第２項により付された各考査項目ごとの評価点を、標準点（65 点）から加減した値とする。

(4)　請負工事の合計評定点は、次により算出するものとする。

この場合、合計評定点の算出に当たっては小数第１位を四捨五入するものとする。

ア　検査が工事完成検査のみの場合

合計評定点＝（工事監督員１の評定点）×0.34＋（工事監督員２の評定点）×0.26＋（検査員の評定点）×0.4－（法令遵守等の評価点）－（その他）

イ　検査が工事完成検査のほかに部分検査及び中間検査（以下「部分検査等」という。）がある場合

合計評定点＝（工事監督員１の評定点）×0.34＋（工事監督員２の評定点）×0.26＋（検査員（部分検査等）の評定点）×0.2＋（検査員（完成検査）の評定点）×0.2－（法令遵守等の評価点）－（その他）

(5)　細目別評定点は別記様式１－２(土木用)により算出するものとし、算出にあたっては小数第４位を四捨五入するものとする。

(6)　前項(4)の合計評定点の算出において、部分検査等が２回以上ある場合の検査員（部分検査等）の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第２位を四捨五入するものとする。

２　営繕工事

(1)　評定者は工事監督員１、工事監督員２、検査員とするが、工事監督員１及び工事督員２については、各部の監督体制に応じて評定者を指定することとする。

(2)　評定については、「工事成績採点表」（様式１(営繕用)）及び「細目別評定点採点表」（別記様式１－１(営繕用)）で行うこととし、「考査項目別運用表」（様式－２～４）で該当する事項を工事成績採点表の考査項目欄の加減点を記入するものとする。

なお、評定にあたっては、「「施工プロセス」のチェックリスト」（別紙２、営繕用）「工事現場等における施工体制、施工状況点検表」を考慮するものとする。

また、工事における「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況（別紙３(営繕用)）を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(3)　評定者ごとの評定点は、第２項により付された各考査項目ごとの評価点を、標準点（65 点）から加減した値とする。

(4)　請負工事の合計評定点は、次により算出するものとする。

この場合、合計評定点の算出に当たっては小数第１位を四捨五入するものとする。

ア　検査が工事完成検査のみの場合

合計評定点＝（工事監督員１の評定点）×0.34＋（工事監督員２の評定点）×0.26＋（検査員の評定点）×0.4－（法令遵守等の評価点）－（その他）

イ　検査が工事完成検査のほかに部分検査及び中間検査（以下「部分検査等」という。）がある場合

合計評定点＝（工事監督員１の評定点）×0.34＋（工事監督員２の評定点）×0.26＋（検査員（部分検査等）の評定点）×0.2＋（検査員（完成検査）の評定点）×0.2－（法令遵守等の評価点）－（その他）

(5)　細目別評定点は別記様式１－２(営繕用)により算出するものとし、算出にあたっては小数第４位を四捨五入するものとする。

(6)　前項(4)の合計評定点の算出において、部分検査等が２回以上ある場合の検査員（部分検査等）の評定点は、それぞれの部分検査等における評定点を平均した値とする。この場合、平均値の算出に当たっては小数第２位を四捨五入するものとする。

第４　評定の修正

1　工事の請負契約書に基づく契約不適合責任期間中に工事目的物に重要な契約不適合があることが判明し、その契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補と共に損害に賠償を請求した場合は、評定を修正するものとし、合計評定点から２０点を減ずることとする。

2　前項の規定以外については、関係各部ごとの定めによるものとする。

第５　その他

1　この基準は公表するものとし、その方法等については「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について」（平成 13 年３月 29 日付け建情第 2328 号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）の例によるものとする。

2　この基準に定める他、各工事の契約における減点等の措置を講ずる場合は、別に定めるところによるものとする。

様式－１K①（土木用）

工事施行成績採点表

工事番号		工事内容	※６	※６	※６

作成月日　　機関名

工事名		当初契約金額	円	最終契約金額	円
請負者名		契約工期	年　月　日 ～　年　月　日	完成年月日	年　月　日

考査項目		工事監督員１ ※7					工事監督員２ ※7										検査員　職・氏名　（部分・中間）							検査員　職・氏名　（部分・中間）							検査員　職・氏名　（完成）						
		監督員　職・氏名					主任監督員等　職・氏名					主任又は総括監督員　職・氏名																									
評価項目	細　別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	+2.0	+1.0	0	−5.0	−10.0																															
	Ⅱ．配置技術者	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10.0																															
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10.0											+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.0	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.0	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15.0
	Ⅱ．工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10.0	+2.0	+1.0	0	−7.5	−15.0																										
	Ⅲ．安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10.0	+4.0	+2.0	0	−7.5	−15.0																										
	Ⅳ．対外関係	+3.0	+1.5	0	−2.5	−5.0																															
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5.0											+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.0	−20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.0	−20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	−10.0	−20.0
	Ⅱ．品質	+7.0	+3.5	0	−2.5	−5.0											+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25.0
	Ⅲ．出来ばえ																+5.0		+2.5		0	−5.0		+5.0		+2.5		0	−5.0		+5.0		+2.5		0	−5.0	
4．工事特性	Ⅰ．工事特性　※２											+16.0 ～ 0																									
5．創意工夫	Ⅰ．創意工夫　※２											+9.0 ～ 0																									
6．社会性等	Ⅰ．地域への貢献等 ※２											+4.0 ～ 0																									
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		±　点					±　点										±　点							±　点							±　点						
評定点（65±加減点合計）※１		①　点					②　点										③　点							③　点							④　点						
評定点小計		○部分（臨時）検査があった場合：（①点×0.34＋②点×0.26＋③点×0.2＋④点×0.2）＝評定点（小数第１位を四捨五入）　※但し、③（部分、臨時）が２回以上の場合は平均値 ○部分（臨時）検査がなかった場合：（①点×0.34＋②点×0.26＋④点×0.4）＝評定点（小数第１位を四捨五入）																																				
7．法令遵守等　※３							－　点																														
8．その他　※３							±　点																														
合計評定点		○評定点小計（　点）－法令遵守等、その他（　点）＝　点																						総　合　評　定　点							点						
所見　※４		（監督員）					（主任監督員等）					（主任又は総括監督員）					（検査員）							（検査員）							（検査員）						

※１　１～３の評定　（６５点±加減点合計）＋４～６の評定　（加点合計）＝評定点
※２　４．工事特性、５．創意工夫及び６．社会性等の評定は、工事全般を通して、特に優れた技術等を加点評価する。
※３　７．法令遵守等、８．その他の評価は、減点評価のみとする。
※４　所見は、特筆すべきことがあった場合に記載するものとする。
※５　各考査項目ごとの採点は、工事監督員は様式－２K～２C（土木用）、様式－３K、様式－４K～４C（土木用）、検査員は様式－５K～５C（土木用）によるものとし、検査員の評価に先立ち、工事監督員が記入する。
※６　工事内容の欄には各部で定める主な工事内容コードを記入する。
※７　評定者は、各部の監督体制に応じて評定者を指定することとする。

別記様式1-2(土木用)

細目別評定点採点表

考査項目		工事監督員1※1	工事監督員2※1		④検査員（部分・中間）	④検査員（部分・中間）	⑤検査員（完成）	細目別評定点	得点割合（%）
評価項目	細　　別	①監督員	②主任監督員等	③主任又は総括監督員					
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般	（ ）×0. 34＋2. 762＝ 点						3.442点	3.442%
	Ⅱ.配置技術者	（ ）×0. 34＋2. 763＝ 点						4.123点	4.123%
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理	（ ）×0. 34＋2. 763＝ 点			（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	12.963点	12.963%
	Ⅱ.工程管理	（ ）×0. 34＋2. 762＝ 点	（ ）×0. 26＋3. 38＝ 点					8.022点	8.022%
	Ⅲ.安全対策	（ ）×0. 34＋2. 762＝ 点	（ ）×0. 26＋3. 38＝ 点					8.882点	8.882%
	Ⅳ.対外関係	（ ）×0. 34＋2. 762＝ 点						3.782点	3.782%
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	（ ）×0. 34＋2. 763＝ 点			（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	14.963点	14.963%
	Ⅱ.品　質	（ ）×0. 34＋2. 763＝ 点			（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	17.643点	17.643%
	Ⅲ.出来ばえ				（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	（ ）×0. 4＋6. 5＝ 点	8.500点	8.500%
4. 工事特性	Ⅰ.工事特性			（ ）×0. 26＋3. 38＝ 点				7.540点	7.540%
5. 創意工夫	Ⅰ.創意工夫			（ ）×0. 26＋3. 38＝ 点				5.720点	5.720%
6. 社会性等	Ⅰ.地域への貢献等			（ ）×0. 26＋3. 38＝ 点				4.420点	4.420%
7. 法令遵守等				（ ）×1. 0＝ 点				0.000点	0.000%
8. その他				（ ）×1. 0＝ 点				0.000点	0.000%
							評定点合計	100.0点	

※1　各部の監督体制に応じて評定者を指定することとする。

※2　部分、中間検査があった場合、　（①＋②＋③＋④×0.5+⑤×0.5）＝細目別評定点　（既済、中間が2回以上の場合は④を平均する。）

※3　部分、中間検査がなかった場合、　（①＋②＋③＋⑤）＝細目別評定点

※4　得点割合は細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

土木工事成績評定考査項目別運用表の目次

		監督員	主任監督員等	総括監督員	検査員
施工体制	施工体制一般	2K①			
	配置技術者	2K②			
施工状況	施工管理	2K③			5K①
	工程管理	2K④	3K①		
	安全対策	2K⑤	3K②		
	対外関係	2K⑥			
出来形及び出来ばえ	出来形	2C⑦			5C①
	品質	2C⑧			5C⑧
	出来ばえ				5C⑩
工事特性	工事特性		4C①※		
創意工夫	創意工夫		4C②※		
社会性等	地域への貢献等		4C③※		
法令遵守	法令遵守		4K④※		
その他	その他		4K⑤※		

※総括監督員を置く工事の場合は、総括監督員が評定者、置かない場合は主任監督員が評定者。

品質、出来ばえ対応表

5C⑧		5C⑩	
1	コンクリート構造物工事	1	コンクリート構造物工事（海岸工事、トンネル工事を含む）
2	土工事（切土、盛土、築堤等工事）	2	土工事（切土、盛土、築堤等工事）
3	用排水（コンクリート等の2次製品、柵渠）	18	用排水路
4	護岸・根固・水制工事、排水路工事	18	護岸・根固・水制工事
5	鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。堰水門の工場製作を含む）	5	鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる。堰、水門等工場製作を含む）
6	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井戸工事を含む）	19	地すべり防止工事
7	海岸工事	1	コンクリート構造物工事（海岸工事、トンネル工事を含む）
8	舗装工事	3	舗装工事
9	法面工事	4	法面工事
10	道路改良工事	21	道路改良工事
11	基礎工事（地盤改良等を含む）	6	基礎工事（地盤改良等を含む）
12	コンクリート橋工事	7	コンクリート橋工事
13	塗装工事	8	塗装工事
14	トンネル工事	1	コンクリート構造物工事（海岸工事、トンネル工事を含む）
15	植栽工事	9	植栽工事
16	公園工事	10	公園工事
17	河川工事	11	河川工事
18	下水道工事	12	下水道工事
19	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	13	防護柵（網）工事
		14	区画線工事
		15	標識工事
20	管水路工事	22	管水路工事
21	フィルダム工事	23	フィルダム工事
22	施設機械設備工事（用排水ポンプ・水門設備・除塵設備・鋼製付属品）	24	施設機械設備工事（用排水ポンプ・水門設備・除塵設備・鋼製付属品）
23	維持工事	16	維持修繕工事
32	修繕工事		
24	浚渫工事	17	浚渫工事
25	水管橋工事	25	水管橋工事
26	農地造成工事等（面関係・隔障物）	26	農地造成工事等（面関係）
		28	農地造成工事等（隔障物）
41	農地造成工事等（パドック）	27	農地造成工事等（パドック）
27	客土工事	29	客土工事
28	暗渠排水工事	30	暗渠排水工事
29	区画整理工事	31	区画整理工事
30	電気通信設備工事	32	電気通信設備工事
40	魚礁・増殖場工事（コンクリートブロックの場合）	33	魚礁・増殖場工事（コンクリートブロックの場合）
5	鋼橋工事に準ずる	34	魚礁工事（鋼製魚礁の場合）
	構造物によってコンクリートか鋼橋かを選択する	35	囲い礁工事
31	外構工事	20	外構工事
33	急傾斜地崩壊防止工事	4	法面工事
34	防雪柵・雪崩予防柵・固定式視線誘導標柱等設置工事	36	防雪柵・雪崩予防柵・固定式視線誘導標柱等設置工事
35	治山工事	37	治山工事
36	林道工事	38	林道工事
37	木製構造物	39	木製構造物
38	魚礁工事（鋼製魚礁の場合）	34	魚礁工事（鋼製魚礁の場合）
39	増殖場工事（転石礁）	40	増殖場工事（転石礁）

様式－２Ｋ①(土木用)　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（共通・監督員用）

評価項目	細別	a		b	c	d		e	
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	適切である。		ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。		不適切である。	
		該当	評価	「評価対象項目」		評価		評価	
				□　施工計画書（変更計画書を含む）を工事着手前に提出している。			□　施工体制一般に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。		□　施工体制一般に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
				□　施工計画書と現場の施工体制が一致している。					
				□　作業分担と責任の範囲が施工体制台帳、施工体系図（全ての工事を対象）もしくは施工計画書で確認できる。					
				□　施工体制台帳、施工体系図（全ての工事を対象）が整備され、施工体制図も現場に掲げられている。					
				□　コリンズの登録（５百万円以上）が監督員の確認を受けた上で契約後１０日以内に行われている。					
				□　社内検査の時期、確認事項が工事全般にわたり良く把握されている。（社内体制が確立され、有効に機能している。）					
				□　社内検査員の身分（社員）、経歴が確認でき適正である。					
				□　建設業許可標識、法令その他必要な標識を公衆の見やすい場所に掲示している。					
				□　緊急指示、災害、事故等が発生した場合の体制が整っている。					
				□　「施工プロセスのチェック」、「工事現場等における施工体制点検・確認要領」で指摘事項がなかった。					
				□　その他（理由：　　）					
				該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ					
				該当項目の内達成項目が８０％～９０％未満……ｂ					
		評価率		該当項目の内達成項目が８０％未満……ｃ					
		評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。					
		点数							

様式－２Ｋ②(土木用)　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（共通・監督員用）

評価項目	細別	a		b	c	d		e	
1. 施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	適切である。		ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。		不適切である。	
		該当	評価	「評価対象項目」		評価		評価	
				□　現場代理人として常駐し、工事全体の把握ができている。			□　配置技術者に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。		□　配置技術者に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
				□　現場代理人として、工事監督員との連絡調整を書面で行うなど対応がよい。					
				□　書類を共通仕様書及び諸基準に基づき過不足なく作成している。					
				□　契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。					
				□　設計図書と現場との相違があった場合は、工事監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。					
				□　施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。					
				□　下請けの施工体制、施工状況を把握している。					
				□　主任技術者又は、監理技術者として技術的に優れ良好な施工に努めた。					
				□　作業に必要な労働安全衛生規則で定める作業主任者及び建設業法で定める専門技術者を選任及び配置している。					
				□　「施工プロセスチェック」、「工事現場等における施工体制点検・確認要領」で指摘事項がなかった。					
				□　その他（理由：　　）					
				該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ 該当項目の内達成項目が８０％～９０％未満……ｂ 該当項目の内達成項目が８０％未満……ｃ ※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。					
		評価率							
		評定							
		点数							

様式－２Ｋ②(建設部土木用)　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（共通・監督員用）

評価項目	細別	a		b	c	d		e	
1. 施工体制	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人等）	適切である。		ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。		不適切である。	
		該当	評価	「評価対象項目」		評価		評価	
				□　現場代理人として常駐し、工事全体の把握ができている。			□　配置技術者に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。		□　配置技術者に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
				□　現場代理人として、工事監督員との連絡調整を書面で行うなど対応がよい。					
				□　書類を共通仕様書及び諸基準に基づき過不足なく作成している。					
				□　契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。					
				□　設計図書と現場との相違があった場合は、工事監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。					
				□　施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。					
				□　下請けの施工体制、施工状況を把握している。					
				□　主任技術者又は、監理技術者として技術的に優れ良好な施工に努めた。					
				□　作業に必要な労働安全衛生規則で定める作業主任者及び建設業法で定める専門技術者を選任及び配置している。					
				□　「施工プロセスチェック」、「工事現場等における施工体制点検・確認要領」で指摘事項がなかった。					
				□　当該工事の作業内容に応じた技能士の活用が図られた。					
				□　その他（理由：　　）					
				該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ 該当項目の内達成項目が８０％～９０％未満……ｂ 該当項目の内達成項目が８０％未満……ｃ ※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。					
		評価率							
		評定							
		点数							

様式－２Ｋ③(土木用)　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。

（共通・監督員用）

評価項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	適切である。	ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。	不適切である。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　契約書１７条第１項第１号から５号に基づく設計書の照査を行い施工がなされている。
		□　施工計画書と現場施工方法が一致している。
		□　施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。
		□　建設機械等の使用及び調達計画が十分なされ管理されている。
		□　工事材料の品質に影響がないよう保管している。
		□　日常の出来形管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。
		□　日常の品質管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時的確に行っている。
		□　現場内の整理整頓を日常的に行っている。
		□　工事用資材等の見本、品質管理証明書等、工事写真等が日常的に適切に整理されている。
		□　段階及び立会確認が適時的確に行われている。
		□　工事記録の整備が適時的確になされている。
		□　建設副産物の再利用等への取組を適切に行っている。
		□　工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
		□　「施工プロセスのチェック」で指摘事項がなかった。
		□　その他（理由：　　）
		該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ
		該当項目の内達成項目が８０％～９０％未満……ｂ
評価率		該当項目の内達成項目が８０％未満……ｃ
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□　施工管理に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。

評価	e
	□　施工管理に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

様式－２Ｋ④(土木用)　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。

（共通・監督員用）

評価項目	細別	a		b	c	d		e	
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	適切である。		ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。		不適切である。	
		該当	評価	「評価対象項目」		評価		評価	
				□　工事の進捗を早めるための取組を行っている。			□　工程管理に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。		□　工程管理に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
				□　現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。					
				□　時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。					
				□　休日の確保を行っている。					
				□　工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。					
				□　適切な工程管理を行い、工程の遅れがない。					
				□　計画工程以外の時間外作業がほとんどない。					
				□　実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。					
				□　「施工プロセスのチェック」で指摘事項がなかった。					
				□　その他（理由：　　）					
				該当項目の内達成項目が９０%以上……a					
				該当項目の内達成項目が８０%～９０%未満……b					
		評価率		該当項目の内達成項目が８０%未満……c					
		評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。					
		点数							

様式－２Ｋ⑤(土木用)　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（共通・監督員用）

評価項目	細別	a		b	c	d		e	
2.施工状況	Ⅲ.安全対策	適切である。		ほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	やや不適切である。		不適切である。	
		該当	評価	「評価対象項目」		評価		評価	
				□　災害防止協議会等を１回／月以上行っている。			□　安全対策に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。		□　安全対策に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
				□　安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。					
				□　施工現場での安全巡視の記録、作業前打合せ(Tool-Box-Meeting)、危険予知（ＫＹ）活動等を実施し、記録が整備されている。また、新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。					
				□　工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。					
				□　交通安全管理に積極的に取り組んでいる。					
				□　仮設工の点検及び管理をチェックリスト等を用いて実施している。					
				□　保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。					
				□　地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。					
				□　「施工プロセスのチェック」で指摘事項がなかった。					
				□　その他（理由：　　）					
				該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ					
				該当項目の内達成項目が８０％～９０％未満……ｂ					
		評価率		該当項目の内達成項目が８０％未満……ｃ					
		評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。					
		点数							

様式－２Ｋ⑥(土木用)

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。

（共通・監督員用）

評価項目	細別	a		b	c	d		e	
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係	適切であった。		ほぼ適切であった。	他の事項に該当しない。	やや不適切であった。		不適切であった。	
		該当	評価	「評価対象項目」		評価		評価	
				□　関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がなかった。			□　対外関係に関して、工事監督員が文書による改善指示を行った。		□　対外関係に関して、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
				□　地元との調整を行い、トラブルの発生がなかった。					
				□　工事の目的及び内容を工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知していた。					
				□　第三者からの苦情がない。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っていた。					
				□　関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいた。					
				□　「施工プロセスのチェック」、で指摘事項がなかった。					
				□　その他（理由：　　）					
				該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ					
				該当項目の内達成項目が８０％～９０％未満……ｂ					
		評価率		該当項目の内達成項目が８０％未満……ｃ					
		評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。					
		点数							

様式－２Ｃ⑦　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。

（土木・監督員用）

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>細別</th><th colspan="2">a</th><th colspan="2">b</th><th colspan="2">c</th><th colspan="2">d</th><th colspan="2">e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3.出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="2">Ⅰ.出来形</td><td></td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の５０％以内である。</td><td></td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の８０％以内である。</td><td></td><td>□　出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td></td><td colspan="2">□　出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行った。</td><td></td><td>□　契約書第１６条に基づき、工事監督員が改造の請求又は破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="6">①　出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
<table><tr><td>評定</td><td></td></tr><tr><td>評定点数</td><td></td></tr></table></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式－２Ｃ⑧　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。

（土木・監督員用）

<table>
<tr><th>評価項目</th><th>細別</th><th colspan="2">a</th><th colspan="2">b</th><th colspan="2">c</th><th colspan="2">d</th><th colspan="2">e</th></tr>
<tr><td rowspan="3">3.出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="3">Ⅱ.品質</td><td></td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の５０％以内である。</td><td></td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の８０％以内である。</td><td></td><td>□　品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ、ｂに該当しない。</td><td></td><td rowspan="2">□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行った。</td><td></td><td rowspan="2">□　契約書第１６条に基づき、工事監督員が改造の請求又は破壊検査を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="6">①　品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③　品質管理とは、「工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。</td></tr>
<tr><td colspan="2">評定</td><td></td><td colspan="4"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">評定点数</td><td></td><td colspan="4"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

様式－３Ｋ①(土木用)　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。

（共通・主任監督員等用）

評価項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅱ.工程管理	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。

該当	「評価対象項目」
	□　気象条件や施工条件などにより特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
	□　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
	□　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
	□　工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民の生活サイクルへの配慮がみられた。
	□　工程管理に係る積極的な取組が見られた。
	□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。
	□　その他（理由：　　）
該当数	
評価	※該当５項目以上…a、３項目以上…・ｂ、その他は…・ｃとする。
点数	

	□　自主的な工程管理がなされず、工事監督員から文書による改善指示を行った。		□　受注者の起因により工期内に工事を完成させなかった。（但し、工事監督員からの文書による改善指示による場合を除く）

様式－３Ｋ②(土木用)　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。

（共通・主任監督員等用）

評価項目	細別	a	b	c	d	e
2.施工状況	Ⅲ.安全対策	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。

該当	「評価対象項目」
	□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組が顕著であった。
	□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
	□　安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。
	□　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
	□　安全対策に係る取組が工事関係者以外（周辺住民、共用部分使用者、警察署等）から評価された。
	□　その他（理由：　　）
該当数	
評価	※該当４項目以上…a、２項目以上…・ｂ、その他は…・ｃとする。
点数	

	□　自主的な安全対策がなされず、工事監督員から文書による改善指示を行った。

	□　受注者の起因により事故が発生した。

様式－４Ｃ①　　１／２　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に４を入れる。　　（土木・主任又は総括監督員用）

評価項目	細別		対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例　　１／２
4. 工事特性	Ⅰ. 工事特性		Ⅰ構造物の特殊性への対応	（1. について）
			□　1. 対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事。	・切土 20万m3＜V　・盛土 15万m3＜V　・護岸・築堤高 10m＜H　・浚渫工 100万m3＜V　・トンネル(シールド) 8m＜φ
			□　2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事。	・樋門・樋管 15m2＜A　・揚排水機場 2000mm＜φ　・堰、水門 最大径間長25m以上、径間数3径間以上又は扉体面積50m2＜A
			□　3. その他（理由：　　）	・トンネル(開削工法) 20m＜H　・トンネル(NATM)内空断面積 100m2＜A　・トンネル(沈埋工法) 300m2＜A
			※上記の対応事項が１つ以上あれば４点の加点とする。	・海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤、防波堤又は岸壁 水深10m＜H　・地滑り防止工 100m＜W 又は 150m＜L
				・流路工 500m3＜Q　・砂防ダム、治山ダム 15m＜H　・ダム高 150m＜H　・転流トンネル 400m2＜S
				・橋梁下部工 高さ 30m＜H　・橋梁上部工 最大支開長 100m＜L
				・魚礁沈設工 水深220m≦H　・海上盛砂工 2万m3＜V　・治山山腹工 150m＜L　・林道土工 1万m3＜V
				（2. について）
				・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。
				・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。
				・供用中の道路トンネルの拡幅工事。
				（3. について）
				・その他、構造物の規模、形状以外の難しさへの対応が特に必要な工事。
				・地山強度が又は土被りが薄いため、FEM解析等による検討が必要な工事。
			小計	
			Ⅱ都市部等の作業環境、社会条件等への対応	都市部等とは、人口集中地区（DID地区）や住宅街をいう。※都市部以外の工事も条件に合致すれば評価する。
			□　4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事。	（4. について）
			□　5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事。	・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。
			□　6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事。	・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする跨線橋又は跨道橋工事。
			□　7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事。	・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。
			□　8. 緊急時に対応が特に必要な工事。	（5. について）
			□　9. 施工箇所が広範囲にわたる工事。	・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。
			□ 10. その他（理由：　　）	・地元調整や環境対策の制約が特に多い工事。
			※上記の対応事項が１つ以上あれば４点の加点とする。	・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
				（6. について）
				・市街地での夜間工事。
				・市街地等で騒音・振動により住民、家屋等に影響を及ぼす建設機械等を使用した工事。
				（7. について）
				・供用中の道路（概ね日交通量1万台以上）で片側交互通行の交通規制をした工事。
				・工事期間中の大半にわたって、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事。
				（8. について）
				・緊急時の作業があり、その作業全てに対応した工事。
				（9. について）
				・作業現場が広範囲に分布している工事
				（10. について）
				・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。
			小計	・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

評価項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例　２／２
		Ⅲ厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事。 □ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事。 □ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事。 □ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事。 □ 15. その他（理由：　　） ※上記の対応事項が１つ以上あれば４点の加点とする。	(11. について) ・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備の他、大規模な山留め等が必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎抗基礎の１本毎に地質調査を実施する他、支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日数が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。又は命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く) ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事。 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		小計	
		Ⅳ長期工事における安全確保への対応 □ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）。 □ 17. その他（理由：　　） ※上記の対応事項が１つ以上あれば４点の加点とする。	
		小計	
		評点	
		※・工事特性は、加点評価とする ・加点は＋１６点～０点の範囲とする。	

※　１．工事特性は、最大16点の加点評価とする。「５．創意工夫」との二重評価は行わない。

※　２．評価に当たっては、請負業者からの報告及び他の工事監督員の意見も参考に評価する。

様式－４Ｃ②

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に1を入れる。

（土木・主任又は総括監督員用）

評価項目	細別	工夫事項　　１／２
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	■施工関係
		□　1. 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
		□　2. コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。
		□　3. 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
		□　4. 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。
		□　5. 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
		□　6. 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
		□　7. 照明などの視界の確保に関する工夫。
		□　8. 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
		□　9. 運搬車両、施工機械等に関する工夫。
		□　10. 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
		□　11. 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
		□　12. 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
		□　13. 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
		□　14. ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。
		□　15. 特殊な工法や材料を用いた工事。
		□　16. 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。
		□　17. その他（理由：　　）
		※上記項目に該当する場合、5点～0点の範囲で1項目１点の加点とする。
		小計
		■品質関係
		□　18. 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
		□　19. コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
		□　20. 鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
		□　21. 配筋、溶接作業等に関する工夫。
		□　22. その他（理由：　　）
		※上記項目に該当する場合、2点～0点の範囲で1項目１点の加点とする。
		小計

様式－４Ｃ②　　工事番号

評価項目	細別	工夫事項　　２／２
		■安全衛生関係
		□　23. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
		□　24. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等（リスクアセスメントの実施を含む）に関する工夫。
		□　25. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
		□　26. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
		□　27. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
		□　28. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
		□　29. その他（理由：　　）
		※上記項目に該当する場合、2点～0点の範囲で1項目１点の加点とする。
		小計
		評点
		・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は＋９点～０点の範囲とする。 　１項目１点を目安とする。

※１．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。評価は「４．工事特性」及び「６．社会性等」との二重評価はしない。

※２．詳細評価は、他の工事監督員の意見を聴取し、評価する。評価の際には、評価した理由を整理しておくこと。

※３．評価は請負業者より報告、もしくは提案があったものを検討する。

※４．次に示す事項は、当然実施されるものと判断し評価はしない。ただし、さらに工夫を加え効果が確認されれば評価する。

(1)　関係諸法令に規定されている事項

(2)　関係機関との打合せ及び許可条件等

(3)　公共機関や団体が推進している事項

(4)　設計図書・施工管理基準等に記載されている事項

(5)　設計変更により発生した事項

(6)　一般常識的な事項（社会通念上、一般的と考えられる内容）

様式－４Ｃ②（建設部土木用）

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に1を入れる。

（土木・主任又は総括監督員用）

評価項目	細別	工夫事項　　１／２
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	■施工関係
		□　1.施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。
		□　2.コンクリート二次製品等の代替材の利用に関する工夫。
		□　3.土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。
		□　4.部材並びに機材等の運搬及び吊り方式等の施工方法に関する工夫。
		□　5.設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。
		□　6.給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。
		□　7.照明などの視界の確保に関する工夫。
		□　8.仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。
		□　9.運搬車両、施工機械等に関する工夫。
		□　10.支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。
		□　11.盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。
		□　12.出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。
		□　13.施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。
		□　14.ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。
		□　15.特殊な工法や材料を用いた工事。
		□　16.優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。
		□　17-1.その他（理由：　　）
		□　17-2.その他（理由：　　）
		※上記項目に該当する場合、5点～0点の範囲で1項目１点の加点とする。
		小計
		■品質関係
		□　18.土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。
		□　19.コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。
		□　20.鉄筋、ＰＣケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。
		□　21.配筋、溶接作業等に関する工夫。
		□　22-1.その他（理由：　　）
		□　22-2.その他（理由：　　）
		※上記項目に該当する場合、2点～0点の範囲で1項目１点の加点とする。
		小計

様式－４Ｃ②（建設部土木用）　　工事番号

評価項目	細別	工夫事項　　２／２
		■安全衛生関係
		□　23. 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等）
		□　24. 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等（リスクアセスメントの実施を含む）に関する工夫。
		□　25. 現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。
		□　26. 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。
		□　27. 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。
		□　28. 厳しい作業環境の改善に関する工夫。
		□　29-1. その他（理由：　　）
		□　29-2. その他（理由：　　）
		※上記項目に該当する場合、2点～0点の範囲で1項目１点の加点とする。
		小計
		評点
		・特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。 ・加点は＋９点～０点の範囲とする。 　１項目１点を目安とする。

※１．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。評価は「４．工事特性」及び「６．社会性等」との二重評価はしない。

※２．詳細評価は、他の工事監督員の意見を聴取し、評価する。評価の際には、評価した理由を整理しておくこと。

※３．評価は請負業者より報告、もしくは提案があったものを検討する。

※４．次に示す事項は、当然実施されるものと判断し評価はしない。ただし、さらに工夫を加え効果が確認されれば評価する。

(1)　関係諸法令に規定されている事項

(2)　関係機関との打合せ及び許可条件等

(3)　公共機関や団体が推進している事項

(4)　設計図書・施工管理基準等に記載されている事項

(5)　設計変更により発生した事項

(6)　一般常識的な事項（社会通念上、一般的と考えられる内容）

様式－４Ｃ③

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に1を入れる。

（土木・主任又は総括監督員用）

評価項目	細別	社会性等に関する事項
6.社会性等	地域への貢献等	□ 1.「ゼロカーボン北海道」に関して意欲的に取り組んだ。 □ 2.周辺環境への配慮や環境保全（「ゼロカーボン北海道」の取組を除く）に関して積極的に取り組んだ。 □ 3.地域の資材の活用に関して積極的に取り組んだ。 □ 4.地域との積極的なコミュニケーションを図った。 □ 5.災害時等において、地域への支援又は救援活動への積極的な協力を行った。 □ 6.その他（　　）
		評点
		・特に評価すべき社会性等に関する事例を加点評価する。 ・加点は＋４点～０点の範囲とする。 １項目１点を目安とする。

※１．当該工事の施工に携わっている者や当該工事で使用している作業機械で行ったものを対象とする。
※２．金品や物品の寄付行為は対象としない。ただし、災害時での物品の提供は対象とする。
※３．上記の考査項目の他に評価に値する事例があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。評価は「５．創意工夫」との二重評価はしない。
※４．詳細評価は、他の工事監督員の意見を聴取し、評価する。評価の際には、評価した理由を整理しておくこと。
※５．評価は請負業者より報告、もしくは提案があったものを検討する。
※６．社会性等は、工期内に工事箇所及び工事施工に関係する範囲で地域への貢献等を行った場合に評価する。
・工場製作のみの工事の場合は、工場周辺の範囲を対象とする。
・現場が複数ある場合は、各々の箇所での取組を評価する。
・複数の工事で合同して行った取組は、各々の工事で評価する。
※７．現場環境改善費を用いた取組は評価しない。

様式－４Ｋ④（土木用）　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（共通・主任又は総括監督員用）

評価項目	法令遵守等の該当項目一覧表				
7.法令遵守等	該当	措置内容	点数		
		□ 1.　指名停止３ヶ月以上	－２０点		□　項目該当なし
		□ 2.　指名停止２ヶ月以上３ヶ月未満	－１５点		
		□ 3.　指名停止１ヶ月以上２ヶ月未満	－１３点		
		□ 4.　指名停止２週間以上１ヶ月未満	－１０点		
		□ 5.　文書注意	－　８点		
		□ 6.　口頭注意	－　５点		
		□ 7.　工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。もらい事故や交通事故は含まない。）	－　３点		

評定点

①　本評価項目（７.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。

②　「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③　「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、社内検査員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

【上記で評価する場合の適応事例】

1.　入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。
2.　承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
3.　宿舎環境等の使用人等に関する労働条件に問題があり、送検等された。
4.　産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
5.　当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
6.　建設業法に違反する事実が判明した　EX）一括下請け、技術者の専任違反等
7.　入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
8.　使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9.　監督又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
10.　下請代金遅延防止法第４条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
11.　過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
12.　受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
13.　下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.　安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
15.　施工体制台帳、施工体系図が不備で、監督職員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった
16.　建設工事請負標準契約書式　契約書第6条の2（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）に違反した。
17.　その他　（理由：　　）

様式－４Ｋ⑤（土木用）

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　減点がない場合は、項目該当なしに１を入れる。ある場合は、措置内容及び減点となる点数について記入する。

（共通・主任又は総括監督員用）

評価項目	その他				
8. その他	措　置　内　容	点数		該当	
					□　項目該当なし
評定点					

「８．その他」の評価は

・各工事の契約における減点の措置に適用する。

（例、総合評価入札において、工事の施工段階において、施工計画の内容を履行しなかった場合のペナルティー）

様式－４Ｋ⑤（建設部土木用）

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　減点がない場合は、項目該当なしに１を入れる。ある場合は、措置内容及び減点となる点数について記入する。

（共通・主任又は総括監督員用）

評価項目	その他				
8. その他	措　置　内　容	点数		該当	
					□　項目該当なし
評定点					

「８．その他」の評価は

・各工事の契約における減点の措置に適用する。

（例、総合評価入札において、工事の施工段階において、施工計画の内容を履行しなかった場合のペナルティー）

・週休２日モデル工事において、週休２日の確保を行った場合に限り、措置内容に「週休２日の確保を行った。」と記載し１点加点する。

様式－５Ｋ①(土木用)　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（共通・検査員用）

評価項目	細別	a		b	c	d	e
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	優れている。		やや優れている。	他の事項に該当しない。	やや劣っている。	劣っている。
		該当	評価	「評価対象項目」		評価	評価
				□　工事材料の品質に影響がないよう保管していることが確認できる。		□　施工管理について、工事監督員が文書による改善指示を行った。	□　施工管理について、工事監督員からの文書による改善指示に従わなかった。
				□　契約書１７条第１項第１号から５号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。			
				□　施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。			
				□　工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。			
				□　現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。			
				□　建設副産物の再利用等への取組を行っていることが確認できる。			
				□　作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。			
				□　施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。			
				□　コリンズの登録（５百万円以上）が適切に行われていることが確認できる。			
				□　社内検査体制、品質管理体制が確立され、有効に機能していることが確認できる。			
				□　社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。			
				□　工事の関係書類を過不足なく作成していることが確認できる。			
				□　段階及び立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。			
				□　その他（理由：　　）			
				該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ			
				該当項目の内達成項目が８０％～９０％未満……ｂ			
		評価率		該当項目の内達成項目が８０％未満……ｃ			
		評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。			
		点数					

様式－５Ｃ①　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の５０％以内で、下記の「評定対象項目」の４項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の５０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の８０％以内で、下記の「評定対象項目」の３項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の８０％以内で、下記の「評定対象項目」の２項目が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、ａ～ｂ'に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。もしくは契約書第16条に基づき、工事監督員が改造の請求又は破壊検査を行った。

［評定対象項目］

	□ 出来形管理が、出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
	□ 出来形管理基準及び写真管理基準が定められていない工種について、工事監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
	□ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
	□ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
	□ 写真管理基準の管理項目を満足している。
	□ その他（理由：　　）
	評定
	評定点数

様式－５Ｃ⑧－１

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	コンクリート構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□ コンクリートの配合試験等を行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
		□ コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
		□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
		□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
		□ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
		□ コンクリート打設時までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着していないよう管理していることが確認できる。
		□ 鉄筋の組立・加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ 圧接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
		□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ 有害なクラックがない。
		□ その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□ ばらつきが50%以内
		□ ばらつきが80%以内
		□ ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－２　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	土工事（切土、盛土、築堤等工事）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　雨水による崩壊が起こらないように、法頭や法尻の排水路、法面のシートかけ等の排水対策を実施していることが確認できる。
		□　段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
		□　掘削を行うにあたり､床付面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
		□　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
		□　植生工を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		□　構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		□　土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
		□　ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
		□　法面に有害な亀裂がない。
		□　伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－３

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	用排水（コンクリート等の２次製品、柵渠）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価
評価率	
評定	
点数	

「評価対象項目」

- □ 製品の構造が設計条件を満たしていることが確認できる。
- □ 材料の品質が証明書類で確認できる。
- □ 製品に損傷及び補修痕がないことが確認できる。
- □ 転倒や崩壊等がないよう製品の仮置を行っていることが確認できる。
- □ 設計図書で示された通り施工していることが確認できる。
- □ 継ぎ目の施工は入念に行われていることが確認できる。
- □ 掘削を行うにあたり､床付面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- □ 基礎砂利等の転圧は適切に行われていることが確認できる。
- □ その他（理由：　　）

「品質関係の試験結果のばらつき」

- □ ばらつきが50%以内
- □ ばらつきが80%以内
- □ ばらつきが80%を超える

※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－４

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	護岸・根固・水制工事、排水路工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
		□ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
		□ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
		□ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
		□ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行っていることが確認できる。
		□ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
		□ シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ 植生工を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		□ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ 材料の品質が、証明書類で確認できる。
		□ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
		□ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ 有害なクラックがない。
		□ その他（理由： ）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□ ばらつきが50%以内
		□ ばらつきが80%以内
		□ ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－５　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる。堰水門等工場製作を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		【工場製作関係】
		□　鋼材の種別を品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
		□　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
		□　溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
		□　孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
		□　母材、溶接部等に補修痕や欠陥部のないことが確認できる。
		□　塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
		□　素地調整程度１種を行った場合、４時間以内に塗装を実施していることが確認できる。
		□　塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
		□　塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
		□　仮組立は、各部が正しく工作され、所定の形状、寸法精度であることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【架設関係】
		□　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
		□　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
		□　高力ボルトの締め付けを中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
		□　高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
		□　支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
		□　架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
		□　架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。
		□　現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
		□　天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
		□　その他（　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－６

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井戸工事を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		【共通】
		□　設計図書に定められた品質管理を行っていることが確認できる。
		□　材料の品質が証明書類で確認できる。
		□　コンクリートの配合試験等を行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
		□　コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
		□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		□　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
		□　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
		□　地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。
		□　鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。
		□　有害なクラックがない。
		□　その他（　　）
		【砂防構造物工事に適用】
		□　コンクリート打設時までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着していないよう管理していることが確認できる。
		□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
		□　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
		□　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
		□　ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
		□　その他（　　）
		【地すべり対策工事（土工関係）】
		□　切土面が設計図書で定められた勾配で施工されている。
		□　盛土面が設計図書で定められた寸法で施工されている。
		□　施工法面が平滑に仕上られている。
		□　その他（　　）
		【地すべり対策工事（抑止杭・集水井戸工事を含む）】
		□　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
		□　ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。
		□　集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。
		□　杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。
		□　既製杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
		□　水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□　溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－７

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	海岸工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□ コンクリートの配合試験等を行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
		□ コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
		□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		□ 運搬時間､打設時の投入高さ､締固時のバイブレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
		□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
		□ コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。
		□ 転倒や崩壊等がないようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。
		□ 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。
		□ 工事期間中、1 日1 回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。
		□ 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。
		□ 有害なクラックがない。
		□ その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□ ばらつきが50%以内
		□ ばらつきが80%以内
		□ ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－８　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		【路床・路盤工関係】
		□　設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
		□　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
		□　路床及び路盤工(凍上抑制層を含む)の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
		□　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
		□　路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
		□　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【アスファルト舗装工関係】
		□　アスファルト混合物の品質が、配合設計等により確認できる。
		□　舗装工の施工にあたって、路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
		□　プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
		□　舗設後の交通の開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
		□　縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
		□　密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【コンクリート舗装工関係】
		□　コンクリートの配合試験等を行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、
		□　舗装工の施工に先だって、路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
		□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
		□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		□　運搬時間､打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
		□　チェアー及びダウエルバー等を損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－９　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	法面工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		【共通】
		□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
		□　施工に際して、基面の安定や吹き付け材の付着に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
		□　盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
		□　雨水による崩壊が起こらないように、法面にシートをかける等の排水対策を実施していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】
		□　土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
		□　ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
		□　ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
		□　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
		□　使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
		□　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
		□　金網が破損を生じていないことが確認できる。
		□　吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
		□　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
		□　吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
		□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		□　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
		□　法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】
		□　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
		□　現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
		□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		□　枠内に空隙がないことが確認できる。
		□　層間にはく離がないことが確認できる。
		□　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－１０

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	道路改良工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		【土工】
		□　雨水による崩壊が起こらないように、法頭や法尻の排水路、法面のシートかけ等の排水対策を実施していることが確認できる。
		□　段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
		□　掘削を行うにあたり､床付面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
		□　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
		□　植生工を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		□　構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		□　土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
		□　ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
		□　法面に有害な亀裂がない。
		□　伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【法面工共通】
		□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
		□　施工に際して、基面の安定や吹き付け材の付着に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】
		□　土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
		□　ﾈｯﾄなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
		□　ﾈｯﾄなどが破損を生じていないことが確認できる。
		□　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
		□　使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
		□　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
		□　金網が破損を生じていないことが確認できる。
		□　吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
		□　吹付け厚さが均等であることが確認できる。
		□　吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
		□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		□　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
		□　法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】
		□　使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
		□　現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
		□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		□　枠内に空隙がないことが確認できる。
		□　層間にはく離がないことが確認できる。
		□　不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【路床・路盤工関係】
		□　設計図書に定められた試験方法でＣＢＲ値を測定していることが確認できる。
		□　路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
		□　路床及び路盤工(凍上抑制層を含む)の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
		□　路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
		□　路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
		□　路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－１１　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	基礎工事（地盤改良等を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒、場所打、深礎等）】
		□　杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。
		□　既製杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
		□　杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
		□　水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□　溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
		□　場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。
		□　掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□　配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
		□　裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
		□　強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【地盤改良関係】
		□　改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
		□　事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
		□　施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－１２　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	コンクリート橋上部工事（ＰＣ及びＲＣを対象）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　コンクリートの配合試験等を行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
		□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
		□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		□　施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
		□　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
		□　鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
		□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
		□　圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
		□　スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
		□　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　ＰＣ鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
		□　プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　有害なクラックがない。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－１３

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
		□ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
		□ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
		□ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
		□ 塗り残し、ながれ、しわ等がなく塗装されていることが確認できる。
		□ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
		□ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
		□ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
		□ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
		□ その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□ ばらつきが50%以内
		□ ばらつきが80%以内
		□ ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－１４　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　コンクリートの配合試験等を行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認ができる。
		□　コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
		□　圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		□　施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
		□　坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
		□　金網の継ぎ目を１５ｃｍ以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
		□　吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に､吹付コンクリートの一層の厚さが１５ｃｍ以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
		□　吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
		□　ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
		□　逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していないことが確認できる。
		□　有害なクラックがない。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d	評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。		□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－１５　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
		□ 樹木などに損傷､はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。
		□ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。
		□ 施工完了後、余剰枝の剪定､整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
		□ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
		□ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
		□ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
		□ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
		□ その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□ ばらつきが50%以内
		□ ばらつきが80%以内
		□ ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－１６

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	公園工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						
		該当 / 評価	「評価対象項目」 □ 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。 □ 材料の品質及び形状が設計図書の条件を満足していることが確認できる。 □ 部品の品質及び形状が設計図書の条件を満足していることが確認できる。 □ 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書の条件を満足していることが確認できる。 □ 植物、公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に十分検討され良好な施工がされていることが確認できる。 □ その他（理由： ） 「品質関係の試験結果のばらつき」 □ ばらつきが50%以内 □ ばらつきが80%以内 □ ばらつきが80%を超える ※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。				評価 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。	評価 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		評価率						
		評定						
		点数						

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－１７　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	河川工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		【河川土工(築堤工等)】
		□　段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
		□　掘削を行うにあたり､床付面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
		□　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
		□　植生工を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		□　構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		□　法面に有害な亀裂がない。
		□　伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【護岸・根固、水制工】
		□　施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
		□　基礎工において、掘り過ぎがなく施工していることが確認できる。
		□　施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
		□　裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
		□　緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないよう行っていることが確認できる。
		□　石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
		□　シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　材料の品質が、証明書類で確認できる。
		□　コンクリートブロック等を損傷なく設置していることが確認できる。
		□　埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　有害なクラックがない。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－１８　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	下水道工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　使用する材料の種類、品質等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　管渠止において止水滑材や接着剤等のはみ出し等がないことが確認できる。
		□　推進管の裏込め材料が十分充填されていることが確認できる。
		□　マンホールの足掛金物が正確かつ堅固に取り付けられ、ゆるみを生じていないことが確認できる。
		□　管渠、マンホール、インバート等からの漏水がないことが確認できる。
		□　インバートの表面が、接続管の直径、管底に合わせて滑らかに仕上がっていることが確認できる。
		□　管渠、取り付け管等の目立った屈曲や沈下がないことが確認できる。
		□　掘削を行うにあたり､床付面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
		□　締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		□　一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
		□　構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		□　舗装復旧工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　縁石・柵・標識等の道路附属物の復旧が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－１９　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
		□　防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
		□　防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
		□　防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。
		□　防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
		□　ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
		□　ペイント式(常温式)区画線にｼﾝﾅｰを使用する場合、使用量が１０％以下であることが確認できる。
		□　区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
		□　区画線を消去の場合、標示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
		□　プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
		□　区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－２０　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	管水路工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　材料の品質が証明書類で確認できる。
		□　管及び付属品は、設計図書の仕様に基づき適切に保管されていることが確認できる。
		□　設計図書に示された掘削断面が確保され、床付面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
		□　管の布設にあたり、標高、中心線、配管延長が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　管体の接合は、設計図書に基づき施工していることが確認できる。
		□　管の下部、側部の締め固めが設計図書に定められた条件で施工していることが確認できる。
		□　配管作業で管内部への土砂等の流入防止に対する措置をしていることが確認できる。
		□　管の吊り込み、据付は十分な注意を払っていることが確認できる。
		□　コンクリートの配合試験等を行っており、コンクリートの品質（強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
		□　コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
		□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		□　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
		□　コンクリート養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
		□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　通水試験（継ぎ目、水張り、水圧）が、設計図書に基づき行っていることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－２１　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	フィルダム工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　設計図書に定められた品質管理を行っていることが確認できる。
		□　材料の品質が証明書類で確認できる。
		□　基礎処理施工要領書及び盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施していることが確認できる。
		□　堤体盛立面及び法面は凹凸がなく仕上げられていることが確認できる。
		□　降雨等による影響を避けるためシートかけ等の排水対策を実施していることが確認できる。
		□　気象条件を考慮した施工が確認できる。
		□　コンクリートの配合試験等を行っており、コンクリートの品質（強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
		□　コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
		□　圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		□　施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
		□　コンクリート養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
		□　鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－２２　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	施設機械設備工事（用排水ポンプ・水門設備・除塵設備・鋼製付属品）	品質のばらつきを規格値の80%以内と見なし、該当項目の達成度により評価する。						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　材料の品質が証明書類で確認できる。
		□　設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
		□　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
		□　機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。
		□　塗装の品質管理について、設計図書に示すとおり施工していることが確認できる。
		□　据付基準線及び基準高は設計図書のとおり施工していることが確認できる。
		□　配電盤類の関係諸基準に基づき各種試験を行っていることが確認できる。
		□　操作制御設備について操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、正常に動作したことが確認できる。
		□　操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能は、試験成績書類が提出され品質確認ができる。
		□　電線類の接続部が適切に処理されていることが確認できる。
		□　小配管、電気配線、配管が承諾図書の通り敷設されていることが確認できる。
		□　設備の取扱説明書は、分かりやすく工夫されていることが確認できる。
		□　取扱説明書には、部品等の点検及び交換方法、消耗品リスト等が整備されている。
		□　設備構造や機器の配置は、保守・点検作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。
		□　基礎ボルトは承諾図書のとおり配置され、適切に締付を行っていることが確認できる。
		□　シーケンス（操作手順）に従い正常に動作したことが確認できる。
		□　ビット内の電線類は行き先札が取り付けられ整然と配置されている。
		□　地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されていることが確認できる。
		□　設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき配置されていることが確認できる。
		□　溶接の品質管理について、設計図書に示すとおり施工していることが確認できる。
		□　二次コンクリートの配合試験等を実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。
		□　バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見やすい状態で表示されていることが確認できる。
		□　計器類には、運転時の適用範囲が見やすく表示されていることが確認できる。
		□　回転部や高温部等の危険箇所には、表示又は防護をしていることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ’
		該当項目の内達成項目が７５％～９０％未満…ｂ
		該当項目の内達成項目が６０％～７５％未満…ｂ’
		該当項目の内達成項目が６０％未満……ｃ
評価率		
評定		※評価対象項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－２３　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	維持工事	該当	「評価対象項目」 □　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □　工事監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □　緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 □　理由（　　） □　理由（　　） □　理由（　　） □　理由（　　） ※記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、考査項目は最大８項目とする。 ※該当項目が６項目以上・・・・・・・・・a 該当項目が５項目・・・・・・・・・・・a’ 該当項目が４項目・・・・・・・・・・・b 該当項目が３項目・・・・・・・・・・・b’ 該当項目が２項目以下・・・・・・・・・c				評価 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。	評価 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		評定						
		点数						

様式－５Ｃ⑧－２４　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	浚渫工事	品質のばらつきを規格値の80%以内と見なし、該当項目の達成度により評価する。						

該当	評価	「評価対象項目」	評価		評価	
		□　作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、安全、かつ、効率的な作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。		□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。		□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□　渇水位、平水位、最高水位、潮位及び潮流・波浪等の状況を十分に把握して施工されていることが確認できる。				
		□　既設構造物に影響のないよう十分に検討して施工していることが確認できる。				
		□　河川浚渫において、洪水に備え避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。				
		□　施工区域に標識等を設置していることが確認できる。				
		□　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。				
		□　施工の効率、周辺海域等の利用状況等を考慮して、浚渫土砂の運搬径路を決定していることが確認できる。				
		□　浚渫土砂の運搬途中において、漏出を起こしていないことが確認できる。				
		□　設計図書に土砂処分の区域及び運搬方法の定めがある場合、それに従っていることが確認できる。				
		□　その他（理由：　　）				
		該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ’				
		該当項目の内達成項目が７５％～９０％未満…ｂ				
		該当項目の内達成項目が６０％～７５％未満…ｂ’				
		該当項目の内達成項目が６０％未満……ｃ				
評価率						
評定		※評価対象項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。				
点数						

様式－５Ｃ⑧－２５

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	水管橋工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□ 材料の品質が証明書類で確認できる。
		□ 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。
		□ 伸縮継手部の余裕幅が確保されていることが確認できる。
		□ 保温材が適切に配置されていることが確認できる。
		□ 据付基準線及び基準高は設計図書のとおり施工されていることが確認できる。
		□ 基礎ボルトは承諾図書のとおり配置され、適切に締付を行っていることが確認できる。
		□ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。
		□ その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□ ばらつきが50%以内
		□ ばらつきが80%以内
		□ ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－２６

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	農地造成工事（面関係・隔障物）	品質のばらつきを規格値の80%以内と見なし、該当項目の達成度により評価する。						

該当	評価	「評価対象項目」
		【共通関係】
		□　材料の品質が証明書類で確認できる。
		□　用地境界、使用条件等の確認が適切に行っていることが確認できる。
		【面工事関係】
		□　抜根、排根で根ぶるい、反転により樹根の付着土が脱落していることが確認できる。
		□　石レキの付着土が脱落していることが確認できる。
		□　石レキ除去で、レキの堆積場所について、ほ場毎に堆積位置計画図を作成し工事監督員の承諾を受けて施工していることが確認できる。
		□　排レキの堆積に当たり、レキ以外の排除物と区分し排除レキ量が計測しやすいように堆積していることが確認できる。
		□　石レキ除去後の跡地は、平らに均されていることが確認できる。
		□　盛土法尻仕上げが適切な条件で施工していることが確認できる。
		□　表土厚の事前調査が適切に実施していることが確認できる。
		□　樹根、レキ等の支障物が除去されていることが確認できる。
		□　表土はぎ取りは、雑物等が混入しないように注意して施工していることが確認できる。
		□　降雨後など、ほ場の泥濘化を助長するような機械作業を行っていないことが確認できる。
		□　表土の基盤への混入や逸散がなく、集積した表土の流亡対策を行っていることが確認できる。
		□　基盤の盛り立てが適切に行っていることが確認できる。
		□　降雨等による影響を避けるためシートかけ等の排水対策を実施していることが確認できる。
		□　砕土は、適度な耕土の水分状態のときに行い、土壌改良資材との効果的な混合が図られている。
		□　種子や土壌改良資材は、設計図書の仕様に基づき適切に保管されていることが確認できる。
		□　ほ場毎に資材の使用量がわかりやすく整理されていることが確認できる。
		□　土壌改良資材は、所定量を均等に散布するよう留意して行っていることが確認できる。
		□　播種は、強風・降雨・干天を避け行っていることが確認できる。
		□　施肥播種は、設計図書の仕様に基づき適切な時期に行っていることが確認できる。
		□　鎮圧は、機械器具に耕土が付着する状態を避け行っていることが確認できる。
		□　鎮圧は、播種後速やかに行っていることが確認できる。
		□　心土破砕は施工前にほ場毎に、けん引方向の計画をたて、工事監督員の承諾を受けてから施工していることが確認できる。
		□　心土破砕のけん引方向及び深さや間隔が、適切に施工していることが確認できる。
		□　心土破砕は良好な時期を選んで作業していることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		【隔障物関係】
		□　隔障物の本柱にキズ、塗装に損傷がないことが確認できる。
		□　隔障物の本柱の打ち込みは、緩衝材を用いていることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ'
		該当項目の内達成項目が７５％～９０％未満…ｂ
		該当項目の内達成項目が６０％～７５％未満…ｂ'
		該当項目の内達成項目が６０％未満……ｃ
評価率		
評定		※評価対象項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－２７

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a		a’	b	b’	c	d		e	
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	客土工事	品質のばらつきを規格値の80%以内と見なし、該当項目の達成度により評価する。									
		該当	評価	「評価対象項目」				評価		評価	
				□　客入土に埋木、石塊、草木片及び雪塊が混入していないことが確認できる。					□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。		□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
				□　客入量の確認を行った後、散布されていることが確認できる。							
				□　あらかじめ工事監督員と土質の確認（抜坪試験・試験成績表など）を行っていることが確認できる。							
				□　運搬に使用するダンプトラック一台当たりの積載量を確認するなど搬入量を的確に管理していることが確認できる。							
				□　客入土の大きな土塊は砕いて散布されていることが確認できる。							
				□　ほ場内小運搬は、均等に客入土を分散できるように計画図を作成し行っていることが確認できる。							
				□　放下整理を適切に行っていることが確認できる。							
				□　土取場の土砂流亡対策（簡易な整地、水切り等の保守）を行っていることが確認できる。							
				□　その他（理由：　　）							
				該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ’							
				該当項目の内達成項目が７５％～９０％未満…ｂ							
				該当項目の内達成項目が６０％～７５％未満…ｂ’							
				該当項目の内達成項目が６０％未満……ｃ							
		評価率									
		評定		※評価対象項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。							
		点数									

様式－５Ｃ⑧－２８　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	暗渠排水工事	品質のばらつきを規格値の80%以内と見なし、該当項目の達成度により評価する。						

該当	評価	「評価対象項目」	評価		評価	
		□　材料の品質が証明書類で確認できる。		□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。		□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□　管内に土砂・泥水が入らないように施工していることが確認できる。				
		□　施工に先立ち、各ほ場の吸水渠や集水渠の掘削深・勾配の計画したものを監督員の承諾を受け、計画とおり行っていることが確認できる。				
		□　渠底部に凹凸や蛇行がなく、流下勾配が確保されていることが確認できる。				
		□　吸水渠、集水渠の掘削で設計図書の仕様に示す最低埋設深が確認できる。				
		□　湛水、湧水がある場合、適当な水切り等を設けていることが確認できる。				
		□　管の接続及び異形管部への接続が適切に行っていることが確認できる。				
		□　疎水材は管敷設後すみやかに投入され、管のずれや土砂の混入がないことが確認できる。				
		□　水閘・落口工の埋め戻しは、適切に施工していることが確認できる。				
		□　管路の埋め戻しは、適切な状態で行っていることが確認できる。				
		□　その他（理由：　　）				
		該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ’				
		該当項目の内達成項目が７５％～９０％未満…ｂ				
		該当項目の内達成項目が６０％～７５％未満…ｂ’				
		該当項目の内達成項目が６０％未満……ｃ				
評価率						
評定		※評価対象項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。				
点数						

様式－５Ｃ⑧－２９　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	区画整理工事	品質のばらつきを規格値の80%以内と見なし、該当項目の達成度により評価する。						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　材料の品質が証明書類で確認できる。
		□　施工に先立ち地区外の排水を遮断し、地区内の地表及び地下水を排除していることが確認できる。
		□　施工に先立ち表土の堆積場所を計画し、適切に実施していることが確認できる。
		□　表土厚の事前調査が適切に実施していることが確認できる。
		□　表土はぎ取りは、雑物等が混入しないように注意して施工していることが確認できる。
		□　降雨後など、ほ場の泥濘化を助長するような機械作業を行っていないことが確認できる。
		□　表土の基盤への混入や逸散がなく、集積した表土の流亡対策を行っていることが確認できる。
		□　基盤の盛り立てが適切に行っていることが確認できる。
		□　暗渠排水工は設計図書とおり行っていることが確認できる。
		□　用・排水路は設計図書とおり行っていることが確認できる。
		□　コンクリート二次製品の吊り込み、据付は十分な注意を払っていることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ’
		該当項目の内達成項目が７５％～９０％未満…ｂ
		該当項目の内達成項目が６０％～７５％未満…ｂ’
		該当項目の内達成項目が６０％未満……ｃ
評価率		
評定		※評価対象項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－３０　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	電気通信設備工事	品質のばらつきを規格値の80%以内と見なし、該当項目の達成度により評価する。						

該当	評価	「評価対象項目」	評価		評価	
		□　製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。		□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。		□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		□　材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		□　機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。				
		□　操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。				
		□　地中電線路等は適切な深さ及び間隔で配置されている。				
		□　設置工事は適切な深さと関係諸基準に基づき配置されている。				
		□　ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合がないことが確認できる。				
		□　設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		□　操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。				
		□　設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		□　現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。				
		□　設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。				
		□　完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。				
		□　設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。				
		□　その他（理由：　　）				
		該当項目の内達成項目が９０％以上……ａ’				
		該当項目の内達成項目が７５％～９０％未満…ｂ				
		該当項目の内達成項目が６０％～７５％未満…ｂ’				
		該当項目の内達成項目が６０％未満……ｃ				
評価率						
評定		※評価対象項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。				
点数						

様式－５Ｃ⑧－３１

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	外構工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照） 該当 評価	「評価対象項目」 【土工】 □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 掘削を行うにあたり、床付面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □ 法面に有害な亀裂がない。 □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ その他（理由　　） 【路床・路盤工関係】 □ 路床及び路盤工(凍上抑制層を含む)の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 □ その他（理由　　） 【アスファルト舗装工関係】 □ アスファルト混合物の品質が、配合設計等により確認できる。 □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □ 舗装工の施工にあたって、路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ その他（理由　　） 【コンクリート工関係】 □ コンクリートの配合試験等を行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックがない。 □ その他（理由　　） 【基礎工事関係（地盤改良を含む）】 □ 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。 □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に２ｍ以上挿入して施工していることが確認できる。 □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 改良材の管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 □ その他（理由　　） 【排水工関係（暗渠排水を含む）】 □ 製品に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 □ 暗渠の流下勾配が確保されている。 □ その他（理由　　） 【植生・植栽工関係】 □ 植生工を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 □ 樹木などに損傷､はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。 □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいないことが確認できる。 □ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。 □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 □ その他（理由　　） 【グランド・コート舗装工関係】 □ グランド・コート舗装工に使用する材料の品質が、証明書類で確認できる。 □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ その他（理由　　） 【その他施設関係】 □ 柵等の鋼製品・コンクリート製品等が設計図書等に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書等に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ その他（理由　　） 「品質関係の試験結果のばらつき」 □ ばらつきが50%以内 □ ばらつきが80%以内 □ ばらつきが80%を超える ※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。				評価 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。	評価 □ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		評価率 評定 点数						

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－３２

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	修繕工事	該当	「評価対象項目」 □　使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □　構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □　工事監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □　施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □　理由（　　） □　理由（　　） □　理由（　　） □　理由（　　） ※記載の４項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、考査項目は最大８項目とする。 ※該当項目が６項目以上・・・・・・・・a 該当項目が５項目以上・・・・・・・・a’ 該当項目が４項目以上・・・・・・・・b 該当項目が３項目以上・・・・・・・・b’ 該当項目が２項目以上・・・・・・・・c				評価 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。	評価 □　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		評定						
		点数						

様式－５Ｃ⑧－３３

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	急傾斜地崩壊防止工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		【共通】
		□ 材料の品質が証明書類で確認できる。
		【土工】
		□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
		□ 施工に際して、基面の安定や吹き付け材の付着に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
		□ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
		□ 雨水による崩壊が起こらないように、法面にシートをかける等の排水対策を実施していることが確認できる。
		□ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
		□ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
		□ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
		□ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
		□ 法面に有害な亀裂がない。
		□ その他（理由　　）
		【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】
		□ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
		□ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
		□ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
		□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
		□ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
		□ その他（理由：　　）
		【コンクリート又はモルタル吹付工関係】
		□ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ 金網の重ね幅が、１０ｃｍ以上確保されていることが確認できる。
		□ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
		□ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
		□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
		□ 吹付け厚さに応じて２層以上に分割して施工していることが確認できる。
		□ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
		□ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
		□ その他（理由：　　）
		【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】
		□ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
		□ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
		□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		□ 枠内に空隙がないことが確認できる。
		□ 層間にはく離がないことが確認できる。
		□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
		□ 有害なクラックがない。
		□ その他（理由　　）
		【土留め柵関係】
		□ 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。
		□ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ 地山とのすりつけが適切に行われていることが確認できる。
		□ 埋戻において、締固めが適切な方法で施工されており、工事終了後の沈下がないことが確認できる。
		□ その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□ ばらつきが50%以内
		□ ばらつきが80%以内
		□ ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－３４　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	防雪柵・雪崩予防柵・固定式視線誘導標柱等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　材料の品質が証明書類で確認できる。
		□　塗装の適切性が設計図書と確認でき、証明書が整備されている。
		□　部材の組み立てが適切であることが確認できる。
		□　アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　基礎コンクリートの強度・スランプ・空気量等が確認できる。（現場打ちの場合）
		□　基礎ブロックが設計図書に基づき合格した製品であることが確認できる。（二次製品の場合）
		□　ワイヤーロープ結合部の処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□　視線誘導標設置基準の規定に従い施工されていることが確認できる。
		□　アンカー及び支柱基礎について周辺の地盤を緩めることなく、かつ、滑動しないように施工されていることが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「品質関係の試験結果のばらつき」

□　ばらつきが50%以内

□　ばらつきが80%以内

□　ばらつきが80%を超える

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－３５

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	治山工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		【共通】
		□ 設計図書に定められた品質管理を行っていることが確認できる。
		□ 材料の品質が証明書類で確認できる。
		□ 法面に有害な亀裂がない。
		【コンクリート工】
		□ コンクリートの配合試験等を行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。
		□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
		□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
		□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
		□ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
		□ 有害なクラックがない
		□ その他（理由： ）
		【緑化工、植栽工】
		□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
		□ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
		□ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
		□ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
		□ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
		□ 生芝は枯損がなく良好であることが確認できる。
		□ 伏工等材料が施工面に凹凸がなく密着していることが確認できる。
		□ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
		□ 仮植、苗木等の運搬、植付け、土壌改良材施工等が設計図書の仕様を満足することが確認できる。
		□ 苗木等に乾燥、損傷等なく保護養生が設計図書の仕様を満足することが確認できる。
		□ 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されていることが確認できる。
		□ その他（理由： ）
		【現場打法枠工､プレキャスト法枠工関係】
		□ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
		□ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。
		□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
		□ 枠内に空隙がないことが確認できる。
		□ 層間にはく離がないことが確認できる。
		□ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
		□ その他（理由： ）
		【土留工、護岸工等（ブロック・鋼製枠・籠・木製等）】
		□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
		□ コンクリート二次製品等の規格寸法が設計図書で定められたものであり、欠損等がない。
		□ 木製材料に有害な腐れ、割れ、曲り等の欠陥がないことが確認できる。
		□ 基礎材、裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。
		□ 端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
		□ 部材の取り付けが設計図書の仕様を満足することが確認できる。
		□ シート等が所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ その他（理由： ）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□ ばらつきが50%以内
		□ ばらつきが80%以内
		□ ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a'	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c
	60%未満	b'	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－３６

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a		a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	林道工事	該当	評価	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照） 「評価対象項目」 【共通】 □ 設計図書に定められた品質管理を行っていることが確認できる。 □ 材料の品質が証明書類で確認できる。 □ その他（理由： ） 【土工・路盤工】 □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 □ 雨水による崩壊が起こらないように、法頭や法尻の排水路、法面のシートかけ等の排水対策を実施していることが確認できる。 □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 □ 締固めを適切な施工条件で施工している。 □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 □ ＣＢＲ試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 □ 法面に有害な亀裂がない。 □ 路床及び路盤工のブルーフローリングを行っていることが確認できる。 □ 路床及び路盤工(凍上抑制層を含む)の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を２０ｃｍ以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。 □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 □ ｾﾒﾝﾄ・ｱｽﾌｧﾙﾄ乳剤安定処理の材料使用量管理及び施工管理が設計図書の仕様を満足することが確認できる。 □ その他（理由： ） 【緑化工】 □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。 □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 □ 生芝は枯損がなく良好であることが確認できる。 □ 張芝材料が施工面に凹凸がなく密着していることが確認できる。 □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 □ その他（理由： ） 【その他構造物（管渠・ブロック・鋼製枠・籠・木製等）工】 □ コンクリート二次製品等の規格寸法が設計図書で定められたものであり、欠損等がないことが確認できる。 □ 木製材料に有害な腐れ、割れ、曲り等の欠陥がないことが確認できる。 □ 基礎材、裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 □ 端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 □ 部材の取り付けが設計図書の仕様を満足することが確認できる。 □ シート等が所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ その他（理由： ） 【コンクリート工】 □ コンクリートの配合試験等を行っており､コンクリートの品質(強度・ｗ／ｃ、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。 □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間､打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 □ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ 有害なクラックがない。 □ その他（理由： ） 【ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装工関係】 □ アスファルト混合物の品質が、配合設計等により確認できる。 □ 舗装工の施工にあたって、路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 □ その他（理由： ） 「品質関係の試験結果のばらつき」 □ ばらつきが50%以内 □ ばらつきが80%以内 □ ばらつきが80%を超える ※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。	評価	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。	評価	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
		評価率							
		評定							
		点数							

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－３７　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	木製構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　設計図書に定められた品質管理を行っていることが確認できる。
		□　材料の品質が証明書類で確認できる。
		□　材料に有害な腐れ、割れ、曲り等の欠陥がないことが確認できる。
		□　部材の取り付けが設計図書の仕様を満足することが確認できる。
		□　裏込材、中詰材の締固めが充分で空隙が生じていない。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－３８　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	魚礁工事（鋼製魚礁の場合）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□　鋼材の規格・数量が証明書類で確認できる。
		□　鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう管理していることが確認できる。
		□　溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
		□　現場組立における主要作業に従事する者は、製作工場派遣作業員またはこれと同等以上の技量を有したものであることが確認できる。
		□　溶接に先立ち、開先が適切か否か確認を行っていることを確認できる。
		□　溶接に先立ち、溶接に支障となるものの除去の確認を行っていることを確認できる。
		□　溶接材料が水産土木工事共通仕様書の仕様を満足することが確認できる。
		□　その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□　ばらつきが50%以内
		□　ばらつきが80%以内
		□　ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－３９

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	増殖場工事（転石礁）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□ 自然石の延長、幅、高さが設計図書の仕様を満足することが確認できる。
		□ 石材の比重（単位体積、総重量）が確認できる。
		□ 石材の転置、運搬が設計図書の仕様を満足することが確認できる。
		□ 石材の保管管理が設計図書の仕様を満足することが確認できる。
		□ その他（理由： ）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□ ばらつきが50%以内
		□ ばらつきが80%以内
		□ ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

評価	d
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

様式－５Ｃ⑧－４０

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	魚礁・増殖場工事（コンクリートブロックの場合）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価	「評価対象項目」
		□ コンクリートの配合試験等が行われており、コンクリートの品質（強度・W/C・最大骨材粒径・アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
		□ コンクリート受入時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。
		□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
		□ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
		□ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
		□ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
		□ コンクリート打設時までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着していないよう管理していることが確認できる。
		□ 鉄筋の組立・加工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
		□ 有害なクラックがない。
		□ 施工中、水槽、散水等により母藻プレートが適切に管理されていることが確認できる。
		□ 使用した母藻プレートの品質（海藻の株数等）が確認できる。
		□ 採苗施設の設置が設計図書の仕様を満足し、適正な時期までに行っていることが確認できる。
		□ 設置後の採苗施設が設計図書の仕様を満足し、適切に管理していることが確認できる。
		□ その他（理由：　　）
		「品質関係の試験結果のばらつき」
		□ ばらつきが50%以内
		□ ばらつきが80%以内
		□ ばらつきが80%を超える
評価率		
評定		※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。
点数		

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価率	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑧－４１　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	a’	b	b’	c	d	e
3.出来形及び出来ばえ Ⅱ.品質	品質　農地造成工事（パドック）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価率）から判断する。（判断基準参照）						

該当	評価
評価率	
評定	
点数	

「評価対象項目」

【共通関係】

☐　材料の品質が証明書類で確認できる。

☐　用地境界、使用条件等の確認が適切に行っていることが確認できる。

【パドック関係】

☐　路床の品質管理を適切に実施していることが確認できる。

☐　路盤の品質管理を適切に実施していることが確認できる。

☐　凍上抑制層の品質管理を適切に実施していることが確認できる。

☐　表層の品質管理を適切に実施していることが確認できる。

☐　その他（理由：　　）

「品質関係の試験結果のばらつき」

☐　ばらつきが50%以内

☐　ばらつきが80%以内

☐　ばらつきが80%を超える

※該当項目が２項目以下の場合はｃ評価とする。

「判断基準」

		ばらつきで判断可能		
		50%以内	80%以内	80%を超える
評価値	90%以上	a	a’	b
	75%以上90%未満	a’	b	b’
	60%以上75%未満	b	b’	c
	60%未満	b’	c	c

※ばらつきで判断できない場合は、品質のばらつきを規格値の80%以内と見なして評価する。

評価	d
	☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、工事監督員が文書で改善指示を行い改善された。

評価	e
	☐　品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

様式－５Ｃ⑩－１　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	コンクリート構造物工事（海岸工事、トンネル工事を含む）	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　コンクリート構造物の表面状態が良い。
		□　コンクリート構造物の通りが良い。
		□　天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
		□　クラック（無害なクラックを含む）がない。
		□　漏水がない。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－２　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	土工事(切土、盛土、築堤等工事)	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　仕上げが良い。
		□　通りが良い。
		□　天端及び端部の仕上げが良い。
		□　構造物へのすりつけ等が良い。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－３　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	舗装工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　舗装の平坦性が良い。
		□　構造物の通りが良い。
		□　端部処理が良い。
		□　構造物へのすりつけ等が良い。
		□　雨水処理が良い。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－４　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	法面工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。
	評価				
	点数				

該当	評価	「評価対象項目」
		□　通りが良い。
		□　植生、吹付等の状態が均一である。
		□　端部処理が良い。
		□　全体的な美観が良い。

該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
１項目以上評価・・・c	
評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－５　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	鋼橋工事（ＲＣ床版工事はコンクリート構造物に準ずる。堰、水門等工場製作を含む）	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　表面に補修箇所がない。
		□　部材表面に傷、錆がない。
		□　溶接に均一性がある。
		□　塗装に均一性がある。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－６　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	基礎工事（地盤改良等を含む）	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。
	評価				
	点数				

該当	評価	「評価対象項目」
		□　土工関係の仕上げが良い。
		□　通りが良い。
		□　端部及び天端の仕上げが良い。
		□　施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。

該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・ｃ
２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・ｄ
１項目以上評価・・・ｃ	
評価項目なし・・・・ｄ	

様式－５Ｃ⑩－７　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	コンクリート橋上部工事（ＰＣ及びＲＣを対象）	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　コンクリート構造物の表面状態が良い。
		□　コンクリート構造物の通りが良い。
		□　天端及び端部の仕上げが良い。
		□　支承部の仕上げが良い。
		□　クラック（無害なクラックを含む）がない。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－８　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	塗装工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　塗装の均一性が良い。
		□　細部まできめ細かな施工がされている。
		□　補修箇所がない。
		□　ケレンの施工状況が良好である。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－９　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	植栽工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　樹木の活着状況が良い。
		□　支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
		□　支柱の取り付けが堅固である。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・ｃ
２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・ｄ
１項目以上評価・・・ｃ	
評価項目なし・・・・ｄ	

様式－５Ｃ⑩－１０　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	公園工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　施設構造物の肌、通り、収まり等仕上げの状態が良い。
		□　舗装の平坦性が良い。
		□　遊具等の作動が安全でかつ良好に作動する。
		□　維持管理等の配慮が良い。
		□　全体的な景観が良い。
評価		
点数		

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－１１　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	河川工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　仕上げが良い。
		□　通りが良い。
		□　天端及び端部の仕上げが良い。
		□　材料のかみ合わせがよく、クラック（無害なクラックを含む）がない。
		□　構造物へのすりつけ等が良い。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－１２　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	下水道工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　仕上げが良い。
		□　通りが良い。
		□　施工管理記録等から、不可視部分のできばえの良さがうかがえる。
		□　既設構造物とのすりつけが良い。
		□　埋戻し及び路面復旧の状態が良い。
評価		
点数		

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－１３　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	防護柵（網）工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　通りが良い。
		□　端部処理が良い。
		□　部材表面に傷、錆がない。
		□　既設構造物とのすりつけが良い。
		□　きめ細やかな施工がなされている。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－１４　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	区画線工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。
	評価				
	点数				

該当	評価	「評価対象項目」
		□　塗料の塗布が均一である。
		□　視認性が良い。
		□　接着状態が良い。
		□　施工前の清掃が入念に実施されている。
		□　全体的な美観が良い。

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－１５　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	標識工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　設置位置に配慮がある。
		□　標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。
		□　標識板の支柱に変色がない。
		□　支柱基礎が入念に埋め戻されている。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－１６　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	維持修繕工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　小構造物等にも細心の注意が払われている。
		□　きめ細やかな施工がなされている。
		□　既設構造物とのすりつけが良い。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・ｃ
２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・ｄ
１項目以上評価・・・ｃ	
評価項目なし・・・・ｄ	

様式－５Ｃ⑩－１７　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	浚渫工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　記録紙等から不可視部分のできばえが良いことが確認できる。
		□　横断図等から通りが良い。また、規定された法勾配が確保されていることが確認できる。
		□　横断図等から端部処理が良いことが確認できる。
		□　測深記録にばらつきがなく、全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・ｃ
２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・ｄ
１項目以上評価・・・ｃ	
評価項目なし・・・・ｄ	

様式－５Ｃ⑩－１８　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a			b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ		優れている。			やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。
Ⅲ. 出来ばえ	用排水路 護岸・根固・水制工事	該当	評価	「評価対象項目」			
				□　通りが良い。			
				□　材料のかみ合わせがよく、クラック（無害なクラックを含む）がない。			
				□　天端及び端部の仕上げが良い。			
				□　既設構造物とのすりつけ等が良い。			
				□　全体的な美観が良い。			
	評価						
	点数						

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－１９　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	地すべり防止工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　地山との取り合いがよい。
		□　天端及び端部の仕上げが良い。
		□　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。
		□　全体的な美観が良い。

該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・ｃ
２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・ｄ
１項目以上評価・・・ｃ	
評価項目なし・・・・ｄ	

評価	
点数	

様式－５Ｃ⑩－２０　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	外構工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　通りが良い。
		□　仕上げが良い
		□　雨水処理、平坦性が良い。
		□　構造物へのすりつけなどが良い。
		□　クラック（無害なクラックを含む）がない。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－２１　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	道路改良工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　仕上げが良い。
		□　通りが良い。
		□　植生、吹付等の状態が均一である。
		□　端部処理が良い。
		□　構造物へのすりつけ等が良い。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－２２　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	管水路工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　埋め戻しに凹凸がなく仕上がりが良い。
		□　周辺地盤とのすりつけが良い。
		□　附帯構造物にもきめ細やかな施工がされている。
		□　管内に土砂、異物及び損傷、汚れがない。
		□　全体的な美観が良い。

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－２３　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　　　　　　　　　　　　　　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	フィルダム工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　仕上げが良い。
		□　通りが良い。
		□　構造物等へのすりつけが良い。
		□　吹付け（植生、コンクリート等）の状態が均一である。
		□　コンクリート構造物の表面状態が良い。
		□　コンクリート構造物の通りが良い。
		□　天端仕上、端部仕上等が良い。
		□　コンクリート構造物にクラック（無害なクラックを含む）がない。
		□　全体的な美観が良い。

該当項目が8～9項目の場合	該当項目が７項目の場合	該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合
７項目以上評価・・・a	６項目以上評価・・・a	５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a
５項目以上評価・・・b	４項目以上評価・・・b	４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b
３項目以上評価・・・ｃ	３項目以上評価・・・ｃ	３項目以上評価・・・ｃ	２項目以上評価・・・ｃ
２項目以下・・・・・ｄ	２項目以下・・・・・ｄ	２項目以下・・・・・ｄ	１項目以下・・・・・ｄ

該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・ｃ
２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・ｄ
１項目以上評価・・・ｃ	
評価項目なし・・・・ｄ	

評価		
点数		

様式－５Ｃ⑩－２４　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	施設機械設備工事（用排水ポンプ・水門設備・除塵設備・鋼製付属品）	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。
		□　きめ細やかな施工がなされている。
		□　土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。
		□　溶接、塗装、組立の均一性が良い。
		□　傷、錆、補修痕跡がない。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－２５　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　　　　　　　　　　　　　　　　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	水管橋工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　傷、錆、補修痕跡がない。
		□　溶接、塗装、組立の均一性が良い。
		□　土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。
		□　管の通りが良い。
		□　コンクリート構造物の表面状態が良い。
		□　コンクリート構造物の通りが良い。
		□　コンクリート構造物にクラック（無害なクラックを含む）がない。
		□　天端仕上、端部仕上等が良い。
		□　全体的な美観が良い。

該当項目が8～9項目の場合	該当項目が７項目の場合	該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合
７項目以上評価・・・a	６項目以上評価・・・a	５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a
５項目以上評価・・・b	４項目以上評価・・・b	４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b
３項目以上評価・・・c	３項目以上評価・・・c	３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c
２項目以下・・・・・d	２項目以下・・・・・d	２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d

該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
１項目以上評価・・・c	
評価項目なし・・・・d	

評価	
点数	

様式－５Ｃ⑩－２６ 工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目に１を入れる。 （土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	農地造成工事（面関係）	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□ 平坦性が良い。
		□ 隅角部の仕上げが良い。
		□ 通りが良い。
		□ 法面仕上が良い。
		□ 種子の生育が良好である。
		□ 附帯構造物のすりつけが良い。
		□ 全体的な美観が良い。

該当項目が７項目の場合	該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合
６項目以上評価・・・a	５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a
４項目以上評価・・・b	４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b
３項目以上評価・・・c	３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c
２項目以下・・・・・d	２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d

該当項目が２項目以下の場合
１項目以上評価・・・c
評価項目なし・・・・d

評価		
点数		

様式－５Ｃ⑩－２７　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	農地造成工事（パドック）	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　平担性が良い。
		□　構造物の通りが良い。
		□　端部処理が良い。
		□　構造物のすりつけが良い。
		□　附帯構造物のすりつけが良い。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－２８　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	農地造成工事（隔障物）	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。
	評価				
	点数				

該当	評価	「評価対象項目」
		□　通りが良い。
		□　張線のたるみが無く、各段の間隔が均一である。
		□　附帯構造物のすりつけが良い。
		□　全体的な美観が良い。

該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
１項目以上評価・・・c	
評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－２９　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	客土工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　平担性が良い。
		□　放下した客入土をほ場に概ね均等に分散している。
		□　隅角部の仕上げが良い。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
１項目以上評価・・・c	
評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－３０　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	暗渠排水工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　水閘・落口工の仕上げが良い。
		□　附帯明渠等の法面仕上が良く、通りも良い。
		□　既設排水路等とのすりつけが良い。
		□　施工管理記録など不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－３１　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	区画整理工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　平坦性が良い。
		□　隅角部の仕上げが良い。
		□　通りが良い。
		□　法面仕上げが良い。
		□　畦畔の通りが良い。
		□　附帯構造物のすりつけが良い。
		□　全体的な美観が良い。

該当項目が７項目の場合	該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合
６項目以上評価・・・a	５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a
４項目以上評価・・・b	４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b
３項目以上評価・・・c	３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c
２項目以下・・・・・d	２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d

該当項目が２項目以下の場合
１項目以上評価・・・c
評価項目なし・・・・d

評価		
点数		

様式－５Ｃ⑩－３２　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	電気通信設備工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　きめ細やかな施工がなされている。
		□　公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
		□　動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。
		□　ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。
		□　操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－３３

工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。

（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	魚礁・増殖場工事（コンクリートブロックの場合）	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　コンクリート構造物の表面状態が良い。
		□　端部仕上げが良い。
		□　クラック（無害なクラックを含む）がない。
		□　ブロック据付時のプレート付着状態が良い。
		□　ブロック据付直後の母藻着生状況が良好である。
		□　計画位置に設置され、広がりが均一で全体的位置バランスがよい。

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

評価	
点数	

様式－５Ｃ⑩－３４　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	魚礁工事（鋼製魚礁の場合）	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　表面に補修箇所がない。
		□　表面に傷がない。
		□　溶接に均一性がある。
		□　全体的な美観が良い。
		□　計画位置に設置され、広がりが均一で全体的位置バランスがよい。
評価		
点数		

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－３５　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	囲い礁工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。
	評価				
	点数				

該当	評価	「評価対象項目」
		□　コンクリート構造物の表面状態が良い。
		□　コンクリート構造物の通りが良い。
		□　端部仕上げが良い。
		□　クラック（無害なクラックを含む）がない。
		□　法線の出入りがなく、石材が均一に布設されており、全体のバランスがよい。

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－３６　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	防雪柵・雪崩予防柵・固定式視線誘導標柱等設置工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　部材表面に傷、錆がない。
		□　通りが良い。
		□　支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。
		□　ベースプレートと構造物の密着が確認できる。
		□　既設構造物とのすりつけが良い。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－３７　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	治山工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
		□　コンクリート構造物の表面状態が良い。
		□　通りが良い。
		□　地山とのすりつけが良い。
		□　天端仕上げ、端部仕上げが良い。
		□　クラック（無害なクラックを含む）がない。
		□　漏水がない。
		□　残土処理等の仕上げが良い。
		□　法面の仕上げが良い。
		□　植生、吹付、苗木等の生育状態が良好である。
		□　全体的な美観が良い。

該当項目が11項目の場合	該当項目が10項目の場合	該当項目が8～9項目の場合	該当項目が７項目の場合
９項目以上評価・・・a	９項目以上評価・・・a	７項目以上評価・・・a	６項目以上評価・・・a
７項目以上評価・・・b	７項目以上評価・・・b	５項目以上評価・・・b	４項目以上評価・・・b
５項目以上評価・・・c	４項目以上評価・・・c	３項目以上評価・・・c	３項目以上評価・・・c
４項目以下・・・・・d	３項目以下・・・・・d	２項目以下・・・・・d	２項目以下・・・・・d
該当項目が６項目の場合	**該当項目が５項目の場合**	**該当項目が3～4項目の場合**	**該当項目が２項目以下の場合**
５項目以上評価・・・a	４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
４項目以上評価・・・b	３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
３項目以上評価・・・c	２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
２項目以下・・・・・d	１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

評価		
点数		

様式－５Ｃ⑩－３８　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　　　　　　　　　　　　　（土木・検査員用）

評価項目 細別	工種	a			b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ		優れている。			やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。
		該当	評価	「評価対象項目」			
Ⅲ. 出来ばえ	林道工事			□　施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。			
				□　関係構造物等とのすり付けが良い。			
				□　端部処理が良い。			
				□　残土処理等の仕上げが良い。			
				□　植生、吹付等の状態が均一である。			
				□　法面の仕上げが良い。			
				□　通りが良い。			
				□　コンクリート構造物の表面状態が良い。			
				□　コンクリート構造物のクラック（無害なクラックを含む）がない。			
				□　路面の平坦性が良い。			
				□　全体的な美観が良い。			
	評価						
	点数						

該当項目が１１項目の場合	該当項目が１０項目の場合	該当項目が8～9項目の場合	該当項目が７項目の場合
９項目以上評価・・・a ７項目以上評価・・・b ５項目以上評価・・・ｃ ４項目以下・・・・・ｄ	９項目以上評価・・・a ７項目以上評価・・・b ４項目以上評価・・・ｃ ３項目以下・・・・・ｄ	７項目以上評価・・・a ５項目以上評価・・・b ３項目以上評価・・・ｃ ２項目以下・・・・・ｄ	６項目以上評価・・・a ４項目以上評価・・・b ３項目以上評価・・・ｃ ２項目以下・・・・・ｄ
該当項目が６項目の場合	該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
５項目以上評価・・・a ４項目以上評価・・・b ３項目以上評価・・・ｃ ２項目以下・・・・・ｄ	４項目以上評価・・・a ３項目以上評価・・・b ２項目以上評価・・・ｃ １項目以下・・・・・ｄ	３項目以上評価・・・a ２項目以上評価・・・b １項目以上評価・・・ｃ 評価項目なし・・・・ｄ	１項目以上評価・・・ｃ 評価項目なし・・・・ｄ

様式－５Ｃ⑩－３９　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3.出来形及び出来ばえ Ⅲ.出来ばえ	木製構造物工事	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。
	評価				
	点数				

該当	評価	「評価対象項目」
		□　仕上げが良い。
		□　通りが良い。
		□　構造物へのすりつけが良い。
		□　端部処理が良い。
		□　全体的な美観が良い。

該当項目が５項目の場合	該当項目が3～4項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
４項目以上評価・・・a	３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・c
３項目以上評価・・・b	２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・d
２項目以上評価・・・c	１項目以上評価・・・c	
１項目以下・・・・・d	評価項目なし・・・・d	

様式－５Ｃ⑩－４０　　工事番号

工事成績採点の考査項目別運用表

［記入方法］　該当する項目に１を入れる。　　（土木・検査員用）

評価項目細別	工種	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	増殖場工事（転石礁）	優れている。	やや優れている。	他の事項に該当しない。	劣っている。

該当	評価	「評価対象項目」
		□　石材の大きさにばらつきがない。
		□　石材にクラックがない。
		□　全体的な美観が良い。
評価		
点数		

該当項目が３項目の場合	該当項目が２項目以下の場合
３項目以上評価・・・a	１項目以上評価・・・ｃ
２項目以上評価・・・b	評価項目なし・・・・ｄ
１項目以上評価・・・ｃ	
評価項目なし・・・・ｄ	

別紙１

【記入方法及び留意事項】

１　出来形及び品質のばらつきの考え方

〔管理図の場合〕

（上・下限値がある場合）

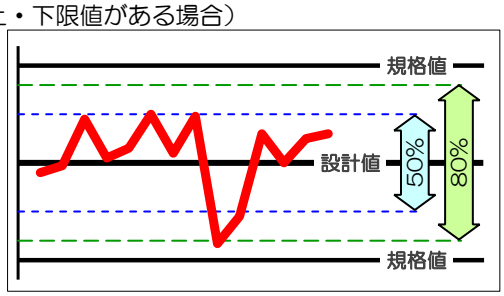

（下限値のみの場合）

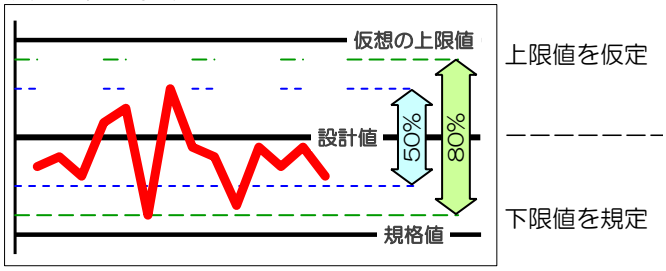

※　上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの％を考慮する。

〔度数表または、ヒストグラムの場合〕

ばらつきが少ない

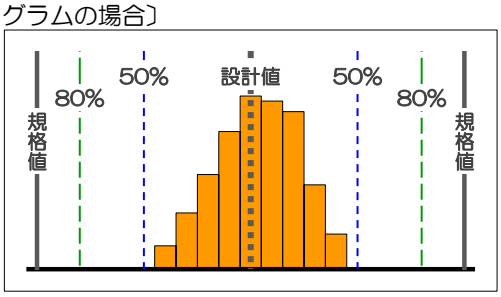

ばらついている

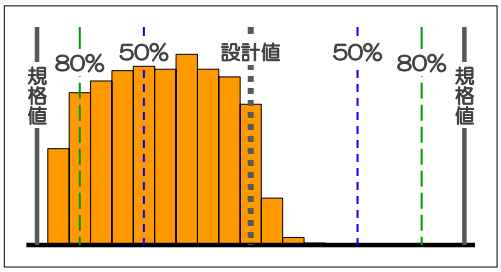

ばらつきが大きい

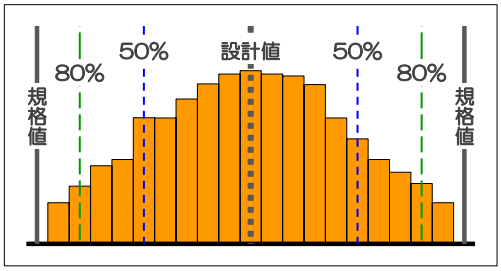

２　多工種複合工事の取り扱い

(1) 主たる工種で評定する。

(2) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

３　その他

「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。

別紙２－１（土木用）

「施工プロセス」のチェックリスト

１　工事名　　機関名

２　工期　　年　月　日　～　年　月　日　　担当課所名

３　受注者　　監督員名

①　「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを工事監督員が確認する。

②　チェック欄では、書類もしくは現場等で確認した月日、及びその内容がＯＫであれば□にレマークを記入し、ＯＫでなければ、備考欄に指示事項や是正状況等を記入する。

③　用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

（1／3）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）着手前	施工中				完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）
1 施工体制	Ⅰ施工体制一般	○契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程表が提出された。（契約後、変更後）	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□		
		○品質証明	・社内検査員の身分（役職）、経歴等が書面で確認でき、適正である。	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□		
			・工事途中及び検査時の事前に社内検査により、出来形、品質及び写真管理等（数量も含む）確認を十分行い、その結果を書面により提示した。（施工時適宜）		(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	
	Ⅱ配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。（施工時　１回／月程度）		(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□		
			・現場代理人は、工事監督員との連絡調整及び対応を書面等で行っている。（施工時適宜）		(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□		
		○専門技術者の配置	・建設業法第２６条の２に定める専門技術者を配置している。（施工計画時、施工時適宜）	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□		
		○作業主任者の選任	・現場作業において、労働安全衛生規則に定める作業主任者を選任し、配置している。（施工計画時、施工時適宜）	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制	・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。（施工時適宜）		(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□		
		○現場技術者	・施工管理を受託している現場技術員との対応が適切に行われている。（施工時適宜）		(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□		
2 施工状況	Ⅰ施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第１７条第１条第１号から第５号に係わる設計図書の照査を行っている。（着手前、施工時適宜）	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。（着手前、施工時適宜）	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□	(　／　)□		

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期（指示事項） 着手前	施　工　中				完成時	備考 （指示事項及びその是正状況等）
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、提出した。 （着手前、変更時）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・記載内容と現場施工方法と一致している。 （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。 （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 （着手前、変更時）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○施工管理 ・工事材料管理 ・出来形 ・品質管理 ・イメージアップ	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。（イメージアップの実施が設計図書に定められている工事を対象） （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・工事監督員の立会いにあたって、あらかじめ立会願を提出している。 （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・段階確認の確認時期が、適切である。 （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○工事の着手	・工期の初日より30日以内に工事に着手（測量、準備工等）した。（0国債、工場製作等特別な場合を除く） （着手時）	（　／　） □						
		○支給品及び貸与品	・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、工事監督員に提示した。 （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出し、内容説明を受けた。 ・工事現場の見やすい場所へ計画書が掲示されていた。 （施工時適宜） ・実施書の提出を受けた （施工後）	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。 （施工時　1回程度）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・履行状況を所定の工事包報等の様式で作成し、提出した。 （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		
			・定められた施工時間帯の変更や休日又は夜間の作業について、あらかじめ承諾願いを提出した。 （施工時適宜）		（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □	（　／　） □		

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック時期（指示事項）着手前	施工中				完成時	備考（指示事項及びその是正状況等）
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	○工程管理（続き）	・工程の管理において機械、人員等の増強等を現場の進捗の実績を元に変更し、工程の管理を行っている。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その報告を書類で提出した。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・店社パトロールを実施し、記録がある。（施工時）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。４時間／月程度（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・施工現場での安全巡視の記録、作業前打ち合わせ（Tool-Box-Meeting）、危険予知（ＫＹ）等を実施し、記録がある。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。（施工時　１回／月程度）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・自然災害に対する防災体制が確立しており、記録がある。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。（施工時適宜）		（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。（施工時適宜）	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行っている。（施工時適宜）	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。（施工時適宜）	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□	（ ／ ）□		

別紙３（土木用）

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況報告書

工事名			／
提案	工事特性・創意工夫・社会性等 （いずれかに〇）	評価内容	
提案内容			

（説明）

（添付図･写真等）

※１　説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

※２　工事特性については、都市部等や厳しい自然条件への対応状況がわかる資料を添付すること。また、創意工夫及び社会性等については、その目的や効果がわかる資料を添付すること。

様式－１　（営繕用）

工　事　成　績　評　定　採　点　表

工事番号		工事内容	※６	※６	※６

機関名

工事名	当初契約金額　　円	最終契約金額　　円
請負者名	契約工期　　年　月　日　～　　年　月　日	完成年月日　　年　月　日

考査項目		工事監督員１　※7					工事監督員２　※７										検査員　職・氏名　（部分・中間）							検査員　職・氏名　（完成）						
		監督員　職・氏名					主任監督員等　職・氏名					主任又は総括監督員　職・氏名																		
評価項目	細　別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0																								
	Ⅱ.配置技術者	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0																								
2.施工状況	Ⅰ.施工管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0											+5.0	-	+2.5	-	0	-7.5	-15.0	+5.0	-	+2.5	-	0	-7.5	-15.0
	Ⅱ.工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10.0	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15.0																			
	Ⅲ.安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0	+4.0	+2.0	0	-7.5	-15.0																			
	Ⅳ.対外関係	+3.0	+1.5	0	-2.5	-5.0																								
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0											+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0	+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10.0	-20.0
	Ⅱ.品　質	+7.0	+3.5	0	-2.5	-5.0											+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0	+15.0	+12.0	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25.0
	Ⅲ.出来ばえ																+5.0	-	+2.5	-	0	-5.0	-	+5.0	-	+2.5	-	0	-5.0	-
4.工事特性	Ⅰ.工事特性　※２											+16.0　～　0																		
5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫　※２											+9.0　～　0																		
6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等 ※２											+4.0　～　0																		
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		±　　点					±　　点										±　　点							±　　点						
評定点（65±加減点合計）※１		①　　点					②　　点										③　　点							④　　点						

評定点小計	○部分（中間）検査があった場合：（①点×0.34＋②点×0.26＋③点×0.2＋④点×0.2）＝　点　　※但し、③（部分、中間）が２回以上の場合は平均値 ○部分（中間）検査がなかった場合：（①点×0.34＋②点×0.26＋④点×0.4）＝　　点（小数第１位を四捨五入）	点
７．法　令　遵　守　等　※３	－　　点	
８．そ　の　他　　※３	－　　点	
合　計　評　定　点	○評定点小計（　　点）－法令遵守等、その他（　　点）＝　　点総　合　評　定　点	点

所　　見　※４	（監督員）	（主任監督員）	（総括監督員）	（検査員）	（検査員）

※１　１．～３．の評定　（６５点±加減点合計）＋４．～６．の評定　（加点合計）＝評定点

※２　４．工事特性、５．創意工夫及び６．社会性等の評定は、工事全般を通して、特に優れた技術等を加点評価する。

※３　７．法令遵守等、８．その他の評価は、減点評価のみとするが、週休２日モデル工事において、週休２日の確保を行った場合に限り８．その他で加点評価する。

※４　所見は、特筆すべきことがあった場合に記載するものとする。

※５　各考査項目ごとの採点は、工事監督員、主任監督員及び総括監督員の各評価対象項目による。検査員は検査の種別ごとに評価することとし、検査員の評価に先立ち、監督員等が評価を行う。

※６　工事内容の欄には各部で定める主な工事内容コードを記入する。

※７　評定者は、所属の監督体制に応じて評定者を指定することとする。

別記様式1－2（営繕用）

細目別評定点採点表

工事番号

考査項目		工事監督員1　※1	工事監督員2　※1		④ 検査員(部検・中間)	⑤ 検査員(完成)	細目別評定点	得点割合
評価項目	細別	① 監督員	② 主任監督員等	③ 主任又は総括監督員				
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	(　)×0.34＋2.762＝　点					3.442 点	
	Ⅱ. 配置技術者	(　)×0.34＋2.763＝　点					4.123 点	
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	(　)×0.34＋2.763＝　点			(　)×0.4＋6.5＝　点	(　)×0.4＋6.5＝　点	12.963 点	
	Ⅱ. 工程管理	(　)×0.34＋2.762＝　点	(　)×0.26＋3.38＝　点				8.022 点	
	Ⅲ. 安全対策	(　)×0.34＋2.762＝　点	(　)×0.26＋3.38＝　点				8.882 点	
	Ⅳ. 対外関係	(　)×0.34＋2.762＝　点					3.782 点	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	(　)×0.34＋2.763＝　点			(　)×0.4＋6.5＝　点	(　)×0.4＋6.5＝　点	14.963 点	
	Ⅱ. 品質	(　)×0.34＋2.763＝　点			(　)×0.4＋6.5＝　点	(　)×0.4＋6.5＝　点	17.643 点	
	Ⅲ. 出来ばえ				(　)×0.4＋6.5＝　点	(　)×0.4＋6.5＝　点	8.500 点	
4. 工事特性	Ⅰ. 工事特性			(　)×0.26＋3.38＝　点			7.540 点	
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫			(　)×0.26＋3.38＝　点			5.720 点	
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等			(　)×0.26＋3.38＝　点			4.420 点	
7. 法令遵守等				(　)×1.0＝　点			0.000 点	
8. その他				(　)×1.0＝　点			0.000 点	
							100.000 点	

※1　所属の監督体制に応じて評定者を指定することとする。

※2　部分、中間検査等があった場合、（①＋②＋③＋④×0．5＋⑤×0．5）　＝　細目別評定点（部分、中間等が2回以上の場合は④を平均する。）

※3　部分、中間検査がなかった場合、（①＋②＋③＋⑤）　＝　細目別評定点

※4　得点割合は、細目別評定点に対する得点の割合を百分率で示す。

様式－2

考査項目別運用表（営繕用）

監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般		□ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
			□ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
			□ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
			□ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。
			□ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
			□ ⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。
			□ ⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
			□ ⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑪その他
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□ 施工体制一般に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a：施工体制が優れている。　b：施工体制が良好である。　c：施工体制が適切である。　d：施工体制がやや不適切である。 e：施工体制が不適切である。	
該当項目が90%以上　・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満　・・・ c 該当項目が60%未満　・・・・・・・・ d	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
評価＝	項　　項目　　%

様式－2

考査項目別運用表（営繕用）

監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者 （現場代理人等）		□ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。
			□ ②現場代理人として、監督職員への報告、協議等を書面で行っている。
			□ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
			□ ④工事請負契約書第17条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第１７条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。
			□ ⑤書類及び資料が特記仕様書等の設計図書に基づき過不足無く整理されている。
			□ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		□	□ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		□	□ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
			□ ⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
			□ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
			□ ⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
		□	□ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑬その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □配置技術者に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a：配置技術者として優れている。　b：配置技術者として良好である。　c：配置技術者として適切である。 d：配置技術者としてやや不適切である。　e：配置技術者として不適切である。	
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
評価＝	項　　項目　　%

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

様式－2

考査項目別運用表（営繕用）

監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①契約書第17条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
			□ ②施工計画書が、工事着手前（計画内容に変更が生じた場合を含む）に提出されている。
			□ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
			□ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
			□ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
			□ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
			□ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
			□ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
			□ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
			□ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
			□ ⑪使用する建築材料（以下「材料」という。）・設備機材（以下「機材」という。）の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
			□ ⑫社内検査が計画的に行われている。
			□ ⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		□	□ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
			□ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		□	□ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑰その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価

a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。　d：施工管理がやや不適切である。
e：施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝	項	項目　　%

様式－2

考査項目別運用表（営繕用）

監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理		□ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
			□ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
			□ ③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
		□	□ ④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		□	□ ⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
			□ ⑥請負者の責による夜間や休日の作業がない。
			□ ⑦休日・代休の確保を行っている。
			□ ⑧近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □工程管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価			
a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。　d：工程管理がやや不適切である。 e：工程管理が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝	項	項目　　%

様式－2

考査項目別運用表（営繕用）

監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策		□ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
			□ ②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
			□ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
			□ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
			□ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
			□ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
			□ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
		□	□ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		□	□ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		□	□ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			□ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
			□ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		□	□ ⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。
		□	□ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑮その他 理由：
			（減点）該当すればc評価とする。 □ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 （減点）該当すればd評価とする。 □ 安全対策に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。　d：安全対策がやや不適切である。 e：安全対策が不適切である。	
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝	項	項目　　%

様式－2

考査項目別運用表（営繕用）

監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係	□	□ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 □ ②工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 □ ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。 □ ④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 □ ⑤近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 □ ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。 □ ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 対外関係に関して監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a：対外関係が優れている。　b：対外関係が良好である。　c：対外関係が適切である。　d：対外関係がやや不適切である。 e：対外関係が不適切である。	
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
評価＝	項　　項目　　%

様式－2

考査項目別運用表（営繕用）

監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		□ ①承諾図等が、設計図書を満足している。
			□ ②施工図等が、設計図書を満足している。
			□ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
			□ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
			□ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
			□ ⑥出来形の管理方法を工夫している。
		□	□ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
			□ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑨その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第16条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価	
a:出来形が優れている。 b:出来形が良好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。	
該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
評価＝	項　　項目　　%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

様式－2

考査項目別運用表（営繕用）

監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事		□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
			□ ②品質確認記録の内容が、適切である。
	工事比率		□ ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
		□	□ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。
		□	□ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
			□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第16条に基づき監督職員が改造請求を行った。
評価			
a:品質が優れている。 b:品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝	項	項目　　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

様式－2

考査項目別運用表（営繕用）

監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事 工事比率 1.00	□	□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ ③品質確認記録の内容が、適切である。 □ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ ⑦その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第16条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価			
a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝	項	項目　　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝	項目　　%

様式－2

考査項目別運用表（営繕用）

監督員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事 工事比率	□	□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②品質確認記録の内容が、適切である。 □ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ ⑦その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第16条に基づき監督職員が改造請求を行った。

評価			
a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
	評価＝	項	項目　　%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

様式－3

考査項目別運用表（営繕用）

主任監督員等用

考査項目	細　別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	□ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ ③近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ ④配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ⑤その他 理由：
	詳細評価内容：	
	a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。 d：工程管理がやや不適切である。　e：工程管理が不適切である。	
	評価＝ e	評価選択 □ a □ b □ c □ d □ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ ③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。 □ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 □ ⑥その他 理由：
	詳細評価内容： 0	
	a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。 d：安全対策がやや不適切である。　e：安全対策が不適切である。	
	評価＝ e	評価選択 □ a □ b □ c □ d □ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

考査項目別運用表（営繕用）

（特性1／3）

考査項目（細別）	評価対象項目	
4．工事特性 （施工条件等への対応）	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物。地下2階以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他（理由：　　）
	評点＝　　点	詳細評価内容：
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他（理由：　　） ［評価技術事例］ ・建築工事で道有施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で道有施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	評点＝　　点	詳細評価内容：
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合　【総合評価における技術提案は除く】 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他（理由：　　） ［評価技術事例］ ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	評点＝　　点	詳細評価内容：

考査項目別運用表（営繕用）

（特性2／3）

考査項目（細別）	評価対象項目	
4. 工事特性 （施工条件等への対応）	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） □ 軟弱地盤、支持地盤の影響 □ 雨・雪・風・気温等の影響 □ その他（理由：　　） ［評価技術事例］ ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
	評点＝　　点	詳細評価内容：
	■厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 地中埋設物等の作業障害 □ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ その他（理由：　　） ［評価技術事例］ ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整をを行った工事
	評点＝　　点	詳細評価内容：

考査項目別運用表（営繕用）

（特性3／3）

考査項目（細別）	評価対象項目	
4. 工事特性 （施工条件等への対応） （最大　16点）	■施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば2点の加点とし、最大6点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事　（ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】 ☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の請負者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ その他（理由：　　）
評点計＝　　点	評点＝　　点	詳細評価内容：

※1. 工事特性は、最大16点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 総括監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目別運用表（営繕用）

6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	□ ①「ゼロカーボン北海道」に関して意欲的に取り組んだ。 □ ②周辺地域の環境保全（「ゼロカーボン北海道」の取組を除く）、生物保護等について、具体的な対策をした。 □ ③災害時等に地域への救援活動等に協力した。 □ ④現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 □ ⑤広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 □ ⑥地域の資材を活用した。 □ ⑦地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 □ ⑧その他
		詳細評価内容:
		・特に評価すべき社会性等に関する事例を加点評価する。 ・加点は＋4点～0点の範囲とする。 1項目1点を目安とする。
	評点＝　点	

※1. 総括監督員は、監督員の意見を参考に総括的な評価を行う。

※2. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※3. レ点を付した評価対象項目について、評価した内容及び効果があった内容を詳細評価内容欄に記載する。

様式－3

考査項目別運用表（営繕用）

総括監督員等用

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	点数	措置内容
	◉	該当無し
	○ -20 点	1 指名停止3ヶ月以上
	○ -15 点	2 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13 点	3 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10 点	4 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ - 8 点	5 文書注意
	○ - 5 点	6 口頭注意
	○ - 3 点	7 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ﾋｭｰﾏﾝｴﾗｰ等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合（不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。）

① 本考査項目（8.法令遵守等）で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合（主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等）は、主任又は総括監督員の評価対象項目である安全対策において減点をする。

【上記で評価する場合の適応事例】

・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。

・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。

・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。

・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。

・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例）一括下請負、技術者の専任違反等

・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。

・10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。

・11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

・12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。

・13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

・14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

・15.引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。

・16.低入コスト調査で虚偽の報告があった。

・17.請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。

・18.建設工事請負標準契約書式 契約書第6条の2（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）に違反した。

・19.その他 理由:

8. その他	□ 該当なし	総合評価方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等

① 施行計画審査タイプ

ア 簡易な施工計画の不履行による減点（1項目あたり最大5点とする。）

減点数 ＝ 5×（入札時のﾁｪｯｸ数－施工後のﾁｪｯｸ数）÷（入札時のﾁｪｯｸ数） <小数点以下第1位四捨五入>

※ 明らかに不履行が認められる場合に減点することとし、不履行の原因が自然災害によること等、受注者の責によらない場合は減点しない。

イ 配置技術者の交代に係る減点（減点数は評価が下がる項目の組合せに応じて、最大4点とする。）

※ 交代した主任（監理）技術者の資格が、入札時に評価した資格より劣り、評価が下がる場合に減点を行う。なお、技術者の交代の理由が死亡や健康上の理由、退職等やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

ウ 追加配置した技術者の交代に係る減点（減点数は5点とする。）

エ 地域の技能士の活用、地域企業の活用、その他の評価項目の不履行による減点（1項目あたり一律5点減点）

※ 申請のあった計画に対して、明らかに不履行が認められ、入札時の評価が下がる場合に減点する。

② 施工実績審査タイプ

※ 施工計画審査タイプのイ、ウ、エと同様

③週休2日モデル工事において、週休2日を確保した（加点数1点）。

様式－3

考査項目別運用表（営繕用）

主任監督員等用

（創意1／2）

考査項目・細別		評価対象項目
5.創意工夫	■準備・後片づけ関係	□ 測量・位置出しにおける工夫 □ 現地調査方法の工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工関係	□ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み □ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 □ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □ 照明・視界確保等の工夫 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □ 運搬車両・施工機械等の工夫 □ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □ 施工管理及び品質向上等の工夫 □ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □ 仮設施工等の工夫 □ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■品質関係	□ 集計ソフト等の活用と工夫 □ 躯体工事の品質管理の工夫 □ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □ 施工の検査・試験に関する工夫 □ 品質記録方法の工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：

様式－3

考査項目別運用表（営繕用）

主任監督員等用

（創意2／2）

考査項目・細別		評価対象項目
5.創意工夫	■安全衛生関係	□ 安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 □ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 □ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 □ 作業時における作業環境改善等の工夫 □ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工管理関係	□ 出来形の管理等に関する工夫 □ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □ CAD、施工管理ソフト等の活用 □ 施工合理化技術（※6）を活用した施工管理の工夫 □ その他 理由：
		詳細評価内容：
	■その他	＜新技術活用＞※新技術に関する下記5項目での加点は最大4点とする。 以下の項目評価に当たっては、活用効果調査票の提出が不要な場合を除き、発注者及び受注者の双方による全ての活用効果調査票、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 □ （該当技術数：　）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（4点） □ （該当技術数：　）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（2点） □ （該当技術数：　）NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。（1点） □ （該当技術数：　）NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。（2点） □ （該当技術数：　）NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。（1点） ※ここで「有用とされる技術」とは、国土交通省策定「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等を言う。 ※複数の技術の評価におたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大4点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価点数とするが、この場合も最大4点の加点とする。 ＜その他＞ □ その他 理由：
（最大　9点） 評点 計＝　点		詳細評価内容：

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大9点の加点評価とする。
※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
なお、「工事特性」との二重評価は行わない。
※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。
※6. 施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を採用した場合。
※7. 考査項目「創意工夫」の「■準備片付け関係」から「■安全衛生関係」までの4つの細分毎に、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体の内容を記載して加点する。さらに、当該技術がNETIS登録技術である場合は「■その他」＜新技術活用＞の項目に追加で加点できるものとする。

様式－4

考査項目別運用表（営繕用）

検査員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
			□ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
			□ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
			□ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
			□ ⑤工事記録の整備が、過不足無く作成されていることが確認できる。
			□ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
			□ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
			□ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
			□ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。
		□	□ ⑫その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示に従わなかった。

評価	
a:施工管理が優れている。　b:施工管理が良好である。　c:施工管理が適切である。　d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。	
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝	項	項目　　%

様式－4

考査項目別運用表（営繕用）

検査員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		□ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
			□ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
			□ ⑤出来形の管理方法が確認できる。
			□ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
			□ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
			□ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
		□	□ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
		□	□ ⑩その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□出来形が不適切であったため、工事請負契約書第30条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：出来形が特に優れている。 a’：出来形が優れている。 b：出来形が特に良好である。 b’：出来形が良好である。
c：出来形が適切である。 d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・ b	③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’	
該当項目が50%以上60%未満・・・・ c	
該当項目が50%未満・・・・・ d	

	評価＝	項	項目　　%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

様式－4

考査項目別運用表（営繕用）

検査員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事		□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
	工事比率		□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			□ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
			□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			□ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑨その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
			□ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □品質が不適切であったため、工事請負契約書第30条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価	
a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。	
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
評価＝	項　　項目　　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

様式－4

考査項目別運用表（営繕用）

検査員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事 工事比率		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			□ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
			□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			□ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			□ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			□ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。 （減点）該当すればe評価とする。 □品質が不適切であったため、工事請負契約書第30条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。
c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100

	評価＝	項	項目　　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

様式－4

考査項目別運用表（営繕用）

検査員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			□ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
	工事比率		□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			□ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			□ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			□ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫その他
			理由：
			（減点）該当すればd評価とする。
			□品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□品質が不適切であったため、工事請負契約書第30条に基づく修補指示を検査職員が行った。

評価

a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。
c：品質が適切である。d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・ b	③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’	
該当項目が50%以上60%未満・・・・ c	
該当項目が50%未満・・・・・ d	

	評価＝	項	項目　　%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

様式－4

考査項目別運用表（営繕用）

検査員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ建築工事		□ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
		□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	工事比率	□	□ ③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
		□	□ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		□	□ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		□	□ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
		□	□ ⑦保全に配慮した施工がなされている。
		□	□ ⑧その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。

評価

a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。
d:全体的な完成度が劣っている。

該当項目が90%以上・・・・・ a

該当項目が80%以上90%未満・・・・ b

該当項目が80%未満・・・・ c

① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。

② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。

③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝	項	項目　　%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

様式－4

考査項目別運用表（営繕用）

検査員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		□ ①きめ細やかな施工がなされている。
	電気設備工事	□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	受変電設備工事	□	□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	□	□ ④環境負荷低減への対策が優れている。
		□	□ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□ ⑥その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。
評価			
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・ c			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝	項	項目　　%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

様式－4

考査項目別運用表（営繕用）

検査員用

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		□ ①きめ細やかな施工がなされている。
		□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	□	□ ④環境負荷低減への対策が優れている。
		□	□ ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□ ⑥その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。
評価			
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・ c			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝	項	項目　　%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙2

「施工プロセス」チェックリスト（営繕用）

1．工事名			0
2．工　期	明治33年1月0日	～	明治33年1月0日
3．請負者名			0

機 関 名	ーー
監 督 員	0
工事番号	0

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督職員等が確認する。

②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。（必要に応じて指示事項等を記入してもよい。）備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック欄（指示事項等） 着手前	施工中							完成時	備考
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。（施工計画書提出時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出した。（契約後）	（／）□									
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。（全ての下請業者を含む。）（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。）（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に下請負契約書等（写）（再下請業者を含む。）を添付している。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。（施工時　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（下請工事がある全ての工事に適用する。）（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」チェックリスト（営繕用）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等） 着手前	施工中							完成時	備考
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出した。 （契約後、変更後、完成時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
		○現場代理人	・現場に常駐している。 （施工中　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 （着手前）	（／）□									
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 （着手前）	（／）□									
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上） （施工中　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工中、打合せ時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○下請負者の把握	・国土交通省の指名停止期間中でない。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査　等	・契約書第17条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 （着手前、変更時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

「施工プロセス」チェックリスト（営繕用）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等） 着手前	施工中							完成時	備考
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出し、内容説明を受けた。 （施工中適宜） ・工事現場の見やすい場所へ計画書が掲示されていた。 （施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 （施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。（必要に応じ、以下の内容をチェックする。） ①災害防止協議会等（施工中適宜） ②店社パトロール（施工中1回／月程度） ③安全教育、訓練等（施工中適宜） ④安全巡視、TBM、KY等（施工中適宜） ⑤新規入場者教育（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①過積載防止対策（施工中適宜） ②機械・車両等点検整備等（施工中1回／月程度） ③重機操作時安全点検記録等（施工中適宜） ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録　（施工中適宜） ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①関係官署（施工中適宜） ②近隣住民・入居官署等　（施工中適宜） ③関連工事等（施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		